

平成 27 年度 業務報告



厚生労働省 近畿厚生局

はじめに

近畿厚生局は、近畿地区2府5県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）における厚生行政の政策実施機関として、平成13年度に設置されて以来、国民の皆様にもっと身近な医療、健康、福祉、年金、さらに覚醒剤や危険ドラッグ等麻薬取締、健康危機管理などに関する業務を行っております。

当厚生局は、国の社会保障政策に関する各種取組の円滑な実施を通じて、地域の皆様の生活や暮らしが将来にわたって安心して安全なものとなるよう全力で取り組んでまいります。

本書は、平成27年度に当厚生局が実施した業務の概要や実績等について、わかりやすく取りまとめたものです。

国民の皆様や地方自治体をはじめとした関係団体の皆様方に、近畿厚生局について、一層のご理解を深めていただくための一助となれば幸いです。

近畿厚生局は、今後とも近畿地区における厚生行政の拠点として、国民の皆様の行政サービスに対するニーズの高度化、多様化に応え、行政サービスの質の更なる向上を目指してまいります。

引き続き、皆様のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成28年7月

厚生労働省近畿厚生局長

丸山 浩

目 次

I 近畿厚生局の概要

1 沿 革	1
2 組 織	5
3 所在地等	6
4 近畿厚生局の行動指針	7

II 業務の概要及び実績等

1 総 務 課	9
2 企画調整課	11
3 年金指導課	13
4 年金調整課	16
5 年金審査課	22
6 社会保険審査官	24

〈健康福祉部〉

7 健康福祉課	25
8 医 事 課	40
9 食品衛生課	51
10 保 險 課	57
11 企業年金課	59

〈指導部門〉

12 管 理 課	64
13 医 療 課	67
14 調査課	69
15 福祉指導課（平成28年3月31日廃止）	70
16 特別指導第一課・特別指導第二課	72
17 指導監査課・府県事務所	73
18 麻薬取締部	77

Ⅲ 課別所掌事務に係る資料・統計

○年金調整課関係

- ・ 学生納付特例事務法人等一覧 81

○社会保険審査官関係

- ・ 審査請求の流れ等 83

○健康福祉課関係

- ・ 生活保護法に基づく指定医療機関等一覧 84

- ・ 各種養成施設管内府県別指定状況一覧 85

- ・ 各種養成施設一覧 86

○医事課関係

- ・ 医師臨床研修病院一覧（基幹型） 99

- ・ 歯科医師臨床研修施設一覧 103

○食品衛生課関係

- ・ 総合衛生管理製造過程の承認施設数及び延承認品目数 104

- ・ 総合衛生管理製造過程承認施設一覧 105

- ・ 食品衛生法に基づく登録検査機関一覧 108

- ・ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく
指定検査機関一覧等 110

○保険課関係

- ・ 管内の健康保険組合の状況 113

○年金課関係

- ・ 管内の厚生年金基金の状況等 114

- ・ 管内の確定拠出年金、確定給付企業年金の状況 115

I 近畿厚生局の概要

1 沿 革

●平成 13 年 1 月 6 日

中央省庁等改革基本法により、平成 13 年 1 月 6 日に、厚生省と労働省が統合して厚生労働省が設置されました。併せて地方支分部局についてもブロック単位で統合化することにより、国の行政組織のスリム化、効率化を図ることを目的に、従来から設置されていた地方医務（支）局と地区麻薬取締官事務所を統合して、全国に地方厚生局が設置されました。

近畿厚生局の組織（平成 13 年 1 月 6 日）

局 長

— 総務管理官

— 総務課、保健福祉課、食品衛生課、社会保険課、指導・監査部門

— 病院管理部（経営指導課、企画調整課、職員課、医療課、施設整備課）

— 麻薬取締部（調査室、捜査第一課、捜査第二課、情報官、鑑定官、神戸分室）

●平成 15 年 4 月

新たに健康福祉部（保健福祉課、食品衛生課、社会保険課及び指導・監査部門）を設置し、健康福祉部、病院管理部及び麻薬取締部の 3 部体制としました。また、麻薬取締部について取締業務等の充実を図るため、特別捜査課を設置しました。

●平成 16 年 4 月

国立病院等の独立行政法人化に伴い、国立病院等を運営管理していた病院管理部が廃止（独立行政法人国立病院機構へ移行）されました。また、健康福祉部については、補助金業務の移管等に対応するため、保健福祉課を健康課と福祉課に分課し医事課を設置、麻薬取締部については調査室を調査総務課としました。

●平成 17 年 4 月

専門性を高め業務の充実化を図るため、健康福祉部社会保険課を保険課と年金課に分課しました。

●平成 19 年 4 月

麻薬取締部の情報官を捜査企画情報課としました。

●平成 20 年 4 月

局の所掌事務に関し総合的な企画、立案及び調整等を行うため企画調整課を設置しました。

●平成 20 年 10 月

地方社会保険事務局が担っていた保険医療機関等に対する指導・監査等の事務が地方厚生局に移管されたこと等に伴い、指導部門として、管理課、医療指導課、福祉指導課、指導監査課及び各府県事務所を設置しました。また、養成施設の指導体制の整備を図るため新たに指導養成課を設置し、健康課と福祉課を統合して健康福祉課としました。

●平成 22 年 1 月

社会保険庁の廃止により、それまで地方社会保険事務局において実施していた年金関係業務の一部と審査請求業務が地方厚生局に移管されたことに伴い、年金指導課、年金調整課及び社会保険審査官を設置しました。また、指導部門の体制の整備を図るため、新たに特別指導第一課及び特別指導第二課を設置し、医療指導課を医療課と改めました。

●平成 22 年 4 月

麻薬取締部の鑑定官を鑑定課としました。

●平成 26 年 4 月

組織改正により、指導養成課を健康福祉課に統合しました。

また、医療機関等指導部門における効率的な業務実施のため、調査課を新設しました。

●平成 27 年 4 月

年金記録問題に係る総務省への年金記録の「確認申立て」は、平成 27 年 2 月末で受付を終了し、同年 3 月から、厚生労働省に年金記録の訂正を求める手続きが始まりました。

近畿厚生局管内の年金事務所において直ちに訂正できなかった年金記録の訂正請求事案について、中立的な立場で審査のうえ、公平・公正な判断を行うための機関として、近畿地方年金記録訂正審議会が設置され、局内には年金審査課を新設しました。

また、組織改正により、年金課の名称を企業年金課に変更しました。

●平成 28 年 3 月

局で所管する社会福祉法人の指導等に関する事務・権限を地方公共団体へ移譲したことに伴い、平成 28 年 3 月末に福祉指導課を廃止しました。

近畿厚生局から地方公共団体への事務・権限の移譲について

●地方分権第 4 次・5 次一括法施行関係

地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、国から地方公共団体への事務・権限等を移譲することを目的とした「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 26 年法律第 51 号）が平成 26 年 6 月 4 日に公布され、平成 27 年 4 月 1 日より施行されました（一部の事務・権限を除く）。

同法律の施行により、厚生労働大臣に係る事務・権限のうち、近畿厚生局が行っていた以下の事務・権限について、各機関・施設・組合等の所在地を管轄する都道府県（指定都市・中核市）へ移譲しました。

【平成 27 年 4 月 1 日移譲】

	事務・権限名	移譲先自治体区分		
		都道府県	指定都市	中核市
1	児童福祉法（児童福祉司等に係る養成施設の指定・監督等）	○		
	児童福祉法（指定医療機関等の指定・監督）	○	○	○
2	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（養成施設の指定・監督等）	○		
3	食品衛生法（養成施設の登録・監督等）	○		
	理容師法（養成施設の指定・監督等）	○		
4	消費生活協同組合法（消費生活協同組合（一部）の設立認可・監督）	○		
5	保健師助産師看護師法（養成施設の指定・監督等）	○		
6	歯科衛生士法（養成施設の指定・監督等）	○		
7	医療法（医療法人（一部）の設立認可・監督）	○		
	医療法（国の開設する病院等の開設承認等）	○	○	○
8	身体障害者福祉法（養成施設の指定・監督等）	○		
9	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（精神保健指定医証の交付等）	○	○	
10	社会福祉法（養成施設の指定・監督等）	○		

	事務・権限名	移譲先自治体区分		
		都道府県	指定都市	中核市
1 1	診療放射線技師法（養成施設の指定・監督等）	○		
1 2	歯科技工士法（養成施設の指定・監督等）	○		
1 3	美容師法（養成施設の指定・監督等）	○		
1 4	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（生活衛生同業組合振興計画の認定）	○		
1 5	中小企業団体の組織に関する法律（協業組合等（一部）の設立認可・監督）厚生労働省所管分	○		
	中小企業等協同組合法（事業協同組合等（一部）の設立認可・監督）厚生労働省所管分	○		
1 6	臨床検査技師等に関する法律（養成施設の指定・監督等）	○		
1 7	調理師法（養成施設の指定・監督等）	○		
1 8	知的障害者福祉法（養成施設の指定・監督等）	○		
1 9	戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行）	○		
	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（特別弔慰金の特別買上償還に関する証明書の発行）	○		
	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（特別弔慰金の特別買上償還に関する証明書の発行）	○		
	戦没者等の父母等に対する特別給付金支給法（特別給付金の特別買上償還に関する証明書の発行）	○		
2 0	戦傷病者特別援護法（指定医療機関等の指定・監督）	○		
2 1	理学療法士及び作業療法士法（養成施設の指定・監督等）	○		
2 2	母子保健法（指定医療機関等の指定・監督）	○	○	○
2 3	製菓衛生師法（養成施設の指定・監督等）	○		
2 4	柔道整復師法（養成施設の指定・監督等）	○		
2 5	視能訓練士法（養成施設の指定・監督等）	○		
2 6	社会福祉士及び介護福祉士法（養成施設の指定・監督等）	○		
2 7	臨床工学技士法（養成施設の指定・監督等）	○		
2 8	義肢装具士法（養成施設の指定・監督等）	○		
2 9	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（養成施設の登録・監督等）	○		
3 0	救急救命士法（養成施設の指定・監督等）	○		
3 1	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（指定医療機関等の指定・監督）	○		
3 2	介護保険法（介護サービス事業者（一部）の業務管理体制の整備に関する監督等）	○		
3 3	精神保健福祉士法（養成施設の指定・監督等）	○		

	事務・権限名	移譲先自治体区分		
		都道府県	指定都市	中核市
34	言語聴覚士法（養成施設の指定・監督等）	○		
35	調理師の試験に関する学力認定等	○		
36	理容師・美容師の試験に関する学力認定等	○		

【平成 28 年 3 月 31 日移譲】

	事務・権限名	移譲先自治体区分		
		都道府県	指定都市	中核市
1	児童福祉法（保育士に係る養成施設の指定・監督等）	○		

【平成 28 年 4 月 1 日移譲】

	事務・権限名	移譲先自治体区分		
		都道府県	指定都市	中核市
1	麻薬及び向精神薬取締法（麻薬小売業者間譲渡許可）	○		

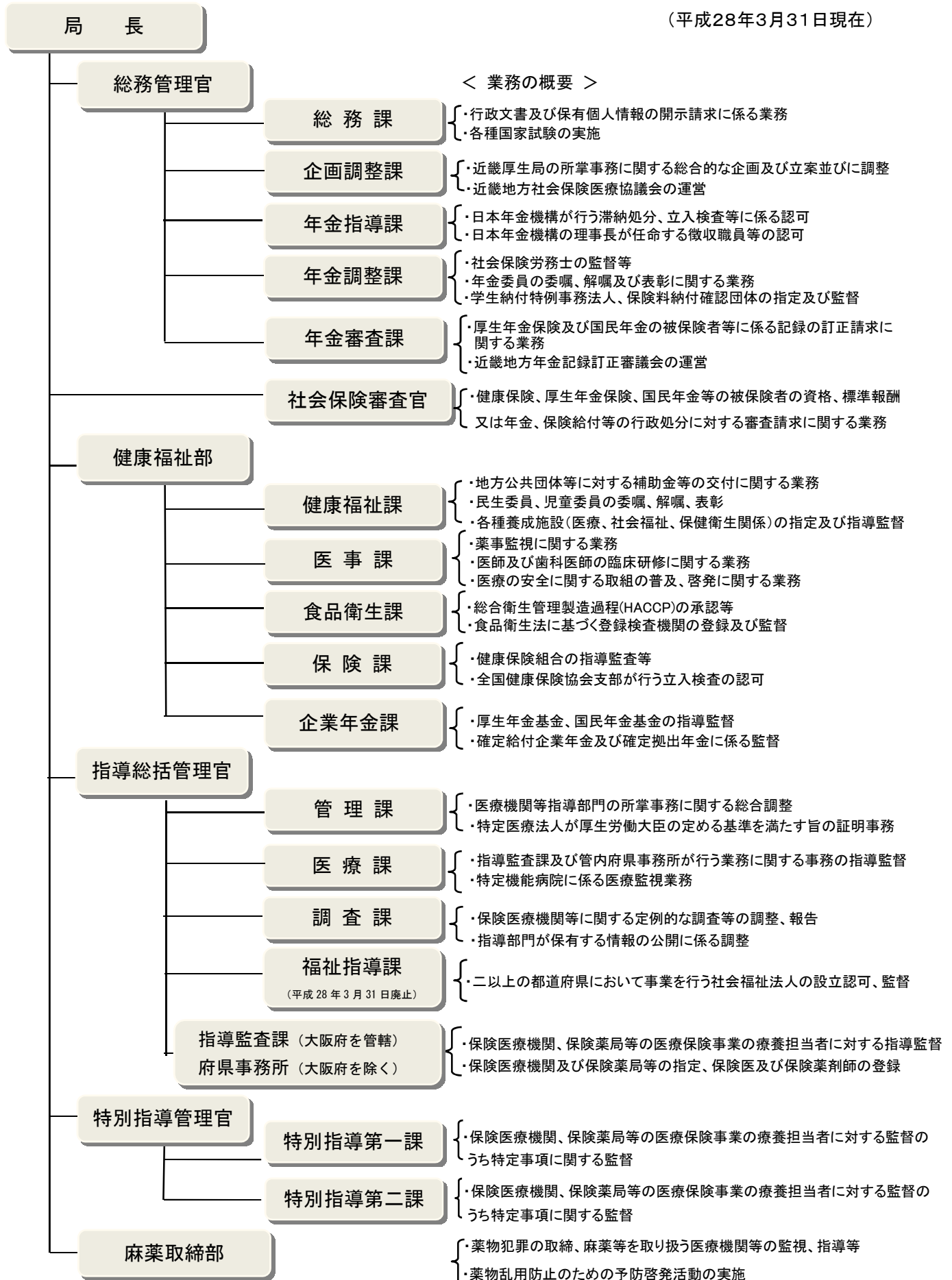
● **社会福祉法施行関係**

「社会福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 21 号）が平成 28 年 3 月 31 日に公布され、平成 28 年 4 月 1 日より施行されました。同法律の施行により、近畿厚生局が行っていた二以上の都道府県の区域において事業を行う社会福祉法人の設立認可、監督等について、平成 28 年 4 月 1 日より主たる事務所が所在する都道府県へ移譲しました。

【平成 28 年 4 月 1 日移譲】

	事務・権限名	移譲先自治体区分		
		都道府県	指定都市	中核市
1	児童福祉法（児童福祉司等に係る養成施設の指定・監督等）	○		

2 組 織



3 所在地等 (平成28年3月31日現在)

(1) 本局 住所 〒541-8556 大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館3階・4階

総務課	電話	06-6942-2241	FAX	06-6946-1500
企画調整課		06-6942-2413		06-6942-2249
年金指導課		06-7711-9005		06-7711-9007
年金調整課		06-7711-9006		06-7711-9007
管理課		06-6942-2248		06-6942-2330
医療課		06-6942-2414		06-6942-9125
調査課		06-7711-9012		06-6942-2249
特別指導第一課		06-7711-9003		06-6942-2249
特別指導第二課		06-7711-9004		06-6942-2249
麻薬取締部		06-6949-6336		06-6949-6339

(2) 第2庁舎(大江ビル) 住所 〒540-0011 大阪市中央区農人橋1-1-22 大江ビル7階・8階

健康福祉課	電話	06-4791-7311	FAX	06-4791-7352
養成施設担当		06-6942-2383		06-4791-7352
医事課		06-6942-2492		06-6942-5089
食品衛生課		06-4791-7312		06-4791-7353
保険課		06-4791-7313		06-4791-7354
企業年金課		06-4791-7314		06-4791-7354
指導監査課		06-4791-7316		06-4791-7355
社会保険審査官		06-7711-8001		06-7711-8003

※福祉指導課は平成28年3月31日をもって廃止しました。

(3) 大阪第2法務合同庁舎

年金審査課	住所	〒540-0012 大阪市中央区谷町2-1-17 大阪第2法務合同庁舎5階		
	電話	06-6941-2308	FAX	06-6941-2400

(4) 府県事務所

福井事務所	住所	〒910-0019 福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎7階		
	電話	0776-25-5373	FAX	0776-25-5375

滋賀事務所	住所	〒520-0044 大津市京町3-1-1 大津びわ湖合同庁舎6階		
	電話	077-526-8114	FAX	077-526-8116

京都事務所	住所	〒604-8153 京都市中京区烏丸通四条上ル笋町691 りそな京都ビル5階		
	電話	075-256-8681	FAX	075-256-8684

兵庫事務所	住所	〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 神戸防災合同庁舎2階		
	電話	078-325-8925	FAX	078-325-8928

奈良事務所	住所	〒630-8115 奈良市大宮町1-1-15 ニッセイ奈良駅前ビル2階		
	電話	0742-25-5520	FAX	0742-25-5522

和歌山事務所	住所	〒640-8153 和歌山市三木町台所町7 三井住友海上和歌山ビル4階		
	電話	073-421-8311	FAX	073-421-8315

(5) 神戸地方合同庁舎

麻薬取締部 神戸分室	住所	〒650-0024 神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎3階		
	電話	078-391-0487	FAX	078-325-3769

4 近畿厚生局の行動指針

この行動指針は、厚生労働省のキャッチフレーズ「ひと、暮らし、みらいのために」の趣旨（未来にわたって、人や暮らしを守る役割を担っていること）を実現するため、厚生労働省（地方支部局を含む）の全職員からの意見募集等を踏まえて、職員が遵守すべきこととして策定されたものです。

私たち近畿厚生局の全職員が行動指針についての認識を新たにし、この指針に基づき行動します。

近畿厚生局の行動指針

1. 高い倫理観を持って公正・公平に職務を遂行します。
2. 国民と時代の要請に応じた行政サービスを提供します。
3. 国民一人ひとりの立場に立って考え、行動します。
4. わかりやすい言葉で広く情報を提供し開かれた行政を目指します。

そして、以上の行動を実践するため、私たちは、日々、次に掲げることを心がけて職務に取り組み、活力あふれる組織となるよう努めます。

- 誇りと使命感を持って職務に臨み、効率的かつ迅速に業務を遂行します。
- 自ら進んで課題を見つけ、皆で協力しながら解決に向けて取り組みます。
- 自己研鑽に励み、自らの向上心を高めます。

Ⅱ 業務の概要及び実績等

1 総務課

(1) 情報公開法に基づく行政文書の開示請求

① 概要

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（情報公開法）」に基づき行政文書の開示請求に係る業務を行っています。

② 実績

		25年度	26年度	27年度
開示請求件数		1,027件	990件	537件
開示請求に対する措置	全面開示	491件	488件	234件
	部分開示	518件	454件	278件
	不開示	3件	4件	9件
	取り下げ	15件	28件	17件

(2) 個人情報の開示請求

① 概要

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（行政機関個人情報保護法）」に基づき保有個人情報の開示請求に係る業務を行っています。

② 実績

	25年度	26年度	27年度
開示請求件数	8件	13件	18件

(3) 国家試験の実施

① 概要

以下の国家試験に関する庶務を担当しており、受験願書の受付、試験会場・試験監督員の確保、試験の実施及び合格発表に関する業務を行っています。

- ・医師国家試験
- ・歯科医師国家試験
- ・保健師国家試験
- ・助産師国家試験
- ・看護師国家試験
- ・薬剤師国家試験

② 実績（平成27年度）

試験区分	試験日	合格発表	出願者数	受験者数	合格率	試験会場
第109回 歯科医師	28.1.30(土)	28.3.18(金)	529人	487人	63.6%	桃山学院大学
	28.1.31(日)					
第110回 医師	28.2.6(土)	28.3.18(金)	1,479人	1,420人	91.5%	桃山学院大学
	28.2.7(日)					
	28.2.8(月)					

第 99 回 助産師	28. 2. 17 (水)	28. 3. 25 (金)	398 人	392 人	99.8%	大阪産業大学
第 102 回 保健師	28. 2. 16 (火)	28. 3. 25 (金)	1,391 人	1,372 人	89.8%	大阪産業大学
第 105 回 看護師	28. 2. 14 (日)	28. 3. 25 (金)	10,615 人	10,526 人	89.4%	大阪産業大学 桃山学院大学
第 101 回 薬剤師	28. 2. 27(土) 28. 2. 28(日)	28. 3. 28 (月)	3,454 人	3,184 人	76.85%	大阪産業大学

参考：受験者数の推移

	25 年度	26 年度	27 年度
医師	1,350 人	1,379 人	1,420 人
歯科医師	474 人	491 人	487 人
保健師	2,708 人	2,620 人	1,372 人
助産師	399 人	383 人	392 人
看護師	9,914 人	10,202 人	10,526 人
薬剤師	2,407 人	3,088 人	3,184 人

(4) 国有財産の管理処分

① 概要

平成 22 年 1 月、旧社会保険庁から引き継いだ国有財産（17 件）について管理・処分を行っています。27 年度末までに 9 件の処分を行い、残りは 8 件となっています。

② 実績

	25 年度	26 年度	27 年度
処分件数	1 件	1 件	2 件
管理件数 (年度末現在)	11 件	10 件	8 件

2 企 画 調 整 課

(1) 近畿厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに調整

① 概要

企画調整課では、近畿厚生局の所掌事務に関する総合的な企画及び立案並びに調整を所掌しており、厚生労働本省との連絡調整、局内の取りまとめや調整等を行っています。

② 実績

平成 27 年度に企画調整課が担った主な業務

- ・近畿厚生局の組織目標の策定
- ・近畿厚生局業務計画の進捗管理
- ・近畿厚生局業務報告の編集
- ・近畿厚生局広報委員会の運営

(2) 近畿地方社会保険医療協議会の運営

① 概要

近畿地方社会保険医療協議会は、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の 2 府 5 県を管轄区域として、社会保険医療協議会法及び社会保険医療協議会令に基づき、保険医療機関、保険薬局の指定及び指定の取消し並びに保険医、保険薬剤師の登録の取消しについて審議を行っています。

近畿地方社会保険医療協議会の「総会」は、委員 20 名で構成され、保険医療機関及び保険薬局の指定の取消し並びに保険医及び保険薬剤師の登録の取消し等について審議しており、その運営を企画調整課が行っています。

また、近畿地方社会保険医療協議会の「部会」は、近畿厚生局管内 7 府県にそれぞれ設置（委員数は 8 名）され、保険医療機関または保険薬局の指定について審議しており、その運営を 7 府県の府県事務所が行っています。

なお、総会及び部会の議事要旨については、近畿厚生局ホームページで公開しています。

② 実績

ア 近畿地方社会保険医療協議会総会の開催状況

(単位：回)

	25 年度	26 年度	27 年度
近畿地方社会保険医療協議会総会の開催状況	9	5	7

イ 近畿地方社会保険医療協議会部会の開催状況

(近畿厚生局管内 7 府県の府県事務所において毎月開催)

(単位：回 7 府県事務所 各 12 回)

	25 年度	26 年度	27 年度
近畿地方社会保険医療協議会部会の開催状況	84	84	84

(3) 「国民の皆様の声」の集計報告

① 概要

厚生労働省に寄せられる「国民の皆様の声」は、厚生労働行政の政策改善につながるきっかけとなるものであることから、厚生労働本省の部局へ報告し、業務の改善に役立っています。

また、寄せられた「国民の皆様の声」の主なものについては、厚生労働省ホームページで公表しています。

企画調整課は、近畿厚生局に寄せられた「国民の皆様の声」を取りまとめ、案件ごとに所管する厚生労働本省の部局へ報告しています。

② 実績

(単位：件)

	25年度	26年度	27年度
「国民の皆様の声」の集計報告	27	30	35

(4) 近畿厚生局ホームページ

① 概要

ア 近畿厚生局ホームページによる情報発信

近畿厚生局ホームページは、ユーザー視点から情報の探しやすさを追求し、コンテンツの分類や情報整理を行い効果的なナビゲーションの設置、音声読み上げソフトへの対応や文字の拡大、コントラストの変更等のアクセシビリティの向上を図るなど、利用者が分かりやすく使いやすいホームページとなるよう改善に努めています。

今後も、掲載内容の改善等に取り組むとともに、事業対象者及び国民の皆様に、近畿厚生局の事業についてより一層ご理解いただくため、近畿厚生局ホームページを通じて積極的に情報発信してまいります。

イ 近畿厚生局ホームページに寄せられたご意見・ご要望等

近畿厚生局ホームページに「ご意見・ご要望」と「お問い合わせ（ご質問）」の窓口を設けて、厚生労働行政に関するご意見・ご要望や近畿厚生局の業務に関するお問い合わせを受け付けています。

なお、「ご意見・ご要望」については、原則として回答はいたしません。今後の近畿厚生局業務の参考とさせていただいています。

② 実績

(単位：件)

	25年度	26年度	27年度
「ご意見・ご要望」等の受付	348	375	491

3 年金指導課

公的年金事業については、厚生労働大臣がその財政責任・管理運営責任を担う一方、日本年金機構（以下「機構」という。）が厚生労働大臣から委任・委託を受け、その直接的な監督の下で公的年金に係る一連の運営業務（適用・徴収・記録管理・相談等）を担っています。

年金指導課では、国（厚生労働省）が行う必要があるとされた以下の業務を行っています。

（１）日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可

① 概要

保険料を滞納している厚生年金保険等の適用事業所や国民年金の被保険者に対し、機構が滞納処分等（差押や財産調査等）を行う場合は、事前に厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）の認可が必要とされています。

年金指導課では、機構から滞納処分等に係る認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

② 実績

平成 25 年度から平成 27 年度における実績は、以下のとおりです。

（単位：件）

	25 年度	26 年度	27 年度
認可件数	311,697	305,769	283,233

（２）日本年金機構の理事長が任命する徴収職員及び保険料等の収納を行う職員の認可

① 概要

滞納処分等を行う「徴収職員」や厚生年金保険料等の収納事務を行う「収納職員」の任命は機構理事長が行いますが、その任命に当たっては、事前に厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）の認可が必要とされています。

年金指導課では、機構から「徴収職員」や「収納職員」に係る認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

② 実績

平成 25 年度から平成 27 年度における実績は、以下のとおりです。

（単位：人）

	25 年度	26 年度	27 年度
認可件数	275	262	206

(3) 日本年金機構が行う立入検査等に係る認可

① 概要

機構が立入検査等（厚生年金保険等の未適用事業所への加入指導・立入調査又は適用事業所への事業所調査）を行う場合は、事前に厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）の認可が必要とされています。

年金指導課では、機構から立入検査等に係る認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

② 実績

平成 25 年度から平成 27 年度における実績は、以下のとおりです。

(単位：件)

	25 年度	26 年度	27 年度
認可件数	138, 257	133, 793	169, 702

(4) 日本年金機構が行う受給権者及び被保険者に関する調査等の認可

① 概要

機構が受給権者調査等（年金受給権者や被保険者に対する調査等）を行う場合は、事前に厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）の認可が必要とされています。

年金指導課では、機構から受給権者調査等に係る認可申請があった場合、当該申請の審査と認可を行っています。

② 実績

平成 25 年度から平成 27 年度における実績は、以下のとおりです。

(単位：件)

	25 年度	26 年度	27 年度
認可件数	16	19	88

(5) 日本年金機構からの滞納処分等の実施結果に係る報告

① 概要

機構が滞納処分等を行った場合は、その結果を厚生労働大臣（地方厚生局長へ委任）に報告しなければならないとされています。

年金指導課では、機構から滞納処分等の実施結果に係る報告を受け、当該報告の内容確認を行っています。

② 実績

平成 25 年度から平成 27 年度における実績は、以下のとおりです。

(単位：件)

	25 年度	26 年度	27 年度
報告件数	19, 769	23, 288	19, 603

(6) 日本年金機構からの立入検査等の実施結果に係る報告

① 概要

機構が立入検査等を行った場合は、その結果を地方厚生局長に報告することとされています。

年金指導課では、機構から立入検査等の実施結果に係る報告を受け、当該報告の内容確認を行っています。

② 実績

平成 25 年度から平成 27 年度における実績は、以下のとおりです。

(単位：件)

	25 年度	26 年度	27 年度
報告件数	125,494	46,564	122,454

(注) 平成 26 年 4 月認可分から認可有効期間が 6 ヶ月間から 1 年間に延長されたため、平成 26 年度の報告件数は平成 25 年 9 月から平成 26 年 3 月までの認可に係るものです。

(7) 上記(1)～(6)に係る日本年金機構に対する監督

① 概要

年金指導課では、機構近畿ブロック本部（現在の機構近畿地域部）との定期的な打合せの実施などにより機構と緊密な連携を図り、公的年金事業の適正・円滑な運営に努めています。

② 実績

平成 25 年度から平成 27 年度における実績は、以下のとおりです。

(単位：回)

	25 年度	26 年度	27 年度
連絡調整会議	6	6	6

(8) 厚生年金保険料等の納付の猶予等

① 概要

厚生年金保険料等については、納付義務者が災害等により、その財産について相当な損失を受けた場合において、その納付すべき保険料等を一時に納付することができないと認められる場合等には、その保険料等の納付が猶予されます。

年金指導課では、厚生年金保険料等の納付の猶予の申請を機構が受付けた場合、当該申請の審査と許可を行っています。

② 実績

平成 25 年度から平成 27 年度における実績は、以下のとおりです。

(単位：件)

	25 年度	26 年度	27 年度
許可件数	0	0	0
不許可件数	6	1	0

4 年 金 調 整 課

(1) 社会保険労務士の監督等

① 概要

社会保険労務士は、労働及び社会保険に関する法令に基づく事務処理について、専門的に職業として業務を行う者であり、社会保険労務士の職責、業務並びに職業上の権利義務、社会保険労務士となる資格及び欠格事由等は、社会保険労務士法に定められています。

年金調整課では、社会保険労務士法に基づき、社会保険労務士の業務の適正な運営を確保するため、社会保険労務士法に関する業務のうち社会保険に関する業務について、監督等を行っています。

② 実績

平成 26 年度には、管内の社会保険労務士による不正案件について、1 件の処分が行われましたが、平成 27 年度は処分に該当する不正事案はありませんでした。

	平成 25 年度末	平成 26 年度末	平成 27 年度末
管内の社会保険労務士懲戒処分数 (件)	0	1	0
管内の社会保険労務士数 (名)	7,511	7,626	7,743

(2) 年金委員の委嘱・解嘱及び表彰に関する事務

① 概要

「年金委員」は、政府管掌年金事業への国民の理解を高め、その円滑な運営を図ることを目的として、日本年金機構法第 30 条に基づき厚生労働大臣が委嘱し、政府管掌年金事業に関する積極的な啓発、相談及び助言など年金事業の推進に必要な活動を行っています。

「年金委員」は、厚生年金保険の適用事業所において活動する職域型年金委員と、地域において主に国民年金に関する活動を行う地域型年金委員とに区分されています。

年金調整課では、適用事業所の事業主や市町村長等からの推薦に基づき、日本年金機構が年金委員としてふさわしいと判断した候補者のうちから委嘱を決定し、委嘱状の交付等の事務を行うほか、年金委員の解嘱事務及び解嘱状の交付、年金委員証明書の交付、年金委員名簿の管理等を行っています。

また、日本年金機構から提出された「年金委員功労者厚生労働大臣表彰推薦書」等の確認・審査を行い、基準等を満たしていると認められる表彰候補者について厚生労働大臣に提出しています。

② 実績

平成 27 年度末現在において、職域型年金委員は 12,373 名、地域型年金委員は 521 名となっています。

また、平成 27 年度の年金委員功労者に対する厚生労働大臣表彰は近畿厚生局管内では 8 名の方が表彰されました。

・職域型年金委員数

府 県 名	委員数（名）		
	平成 25 年度末	平成 26 年度末	平成 27 年度末
福 井 県	1,809	1,779	1,758
滋 賀 県	1,269	1,228	1,218
京 都 府	1,138	1,123	1,108
大 阪 府	4,023	3,991	3,911
兵 庫 県	2,471	2,438	2,430
奈 良 県	880	887	874
和 歌 山 県	1,099	1,079	1,074
合 計	12,689	12,525	12,373

・地域型年金委員数

府 県 名	委員数（名）		
	平成 25 年度末	平成 26 年度末	平成 27 年度末
福 井 県	92	98	66
滋 賀 県	219	224	144
京 都 府	23	25	18
大 阪 府	75	70	46
兵 庫 県	101	103	76
奈 良 県	44	55	47
和 歌 山 県	136	147	124
合 計	690	722	521

・厚生労働大臣表彰者数

府 県 名	表彰者数（名）		
	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
福 井 県	0	1	1
滋 賀 県	1	1	1
京 都 府	0	0	0
大 阪 府	3	3	3
兵 庫 県	2	2	1
奈 良 県	1	0	1
和 歌 山 県	1	1	1
合 計	8	8	8

※ 厚生労働大臣表彰は平成25年度から実施されました。

(3) 政府が管掌する国民年金事業の実施に関し、市町村が処理する事務に関する連絡調整等

① 概要

国民年金法では、市町村が実施する国民年金事業のうち各種届出書の受理など地域住民に密着した事務（国民年金への加入や老齢基礎年金などの請求手続きの事務等）は、法定受託事務として行うこととされており、また、納付勧奨、制度周知及び情報提供等の協力連携に係るこれらの事務処理等の費用については、国民年金等事務費交付金（以下、「国民年金交付金」という。）として、国民年金法に基づき国が交付することとされています。

年金調整課では、国民年金交付金の交付に関して、市町村の申請に基づく概算交付申請に関する事務、精算交付申請に関する審査等の事務、決算審査及び実地審査等を行うとともに、法定受託事務に関する市町村との連絡調整を行っています。

② 実績

平成 26 年度の国民年金交付金について決算審査を行うとともに、管内の 21 市町村に対し決算実地審査を行い、適正であることを確認しました。

平成 27 年度国民年金交付金の概算交付申請に関して、各市町村の概算交付申請書を取りまとめ厚生労働省に送付しました。各市町村には、厚生労働省から平成 27 年 6 月 30 日、平成 27 年 9 月 30 日、平成 27 年 12 月 16 日の 3 回に分けて国民年金交付金が概算交付されました。

また、平成 27 年度国民年金交付金の精算交付申請に関しては、各市町村から提出のあった平成 27 年度国民年金交付金の交付申請書を受理し、必要な審査を行ったうえ厚生労働省に送付しました。厚生労働大臣から各市町村長宛に平成 28 年 3 月 29 日付で国民年金交付金の決定通知が送付されました。

・ 交付金決定額

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
管内市町村数	215 市町村	215 市町村	215 市町村
交付決定額	5,027,581,558 円	5,796,356,059 円	5,847,484,085 円

(4) 全国健康保険協会が管掌する健康保険事業の実施に関し、市町村が処理する事務に関する連絡調整等

① 概要

健康保険法第 3 条第 2 項の規定による被保険者に係る保険者の業務のうち、厚生労働大臣が行うこととされている、健康保険被保険者手帳の交付及び收受・その他これらに付帯する業務は、法定受託事務として、厚生労働大臣が指定する市町村（以下、「事務指定市町村」という。）の長が行うものとされています。

また、事務指定市町村が実施した健康保険被保険者手帳に関する業務等に必要となる費用は、健康保険法に基づき国が交付することとされています。

年金調整課では、健康保険法施行令に基づく事務指定市町村の指定及び取消の受付手続きを行うとともに、事務指定市町村における月ごとの事務取扱件数報告書の確認審査及びその取りまとめ事務、年間の事務取扱件数に応じた健康保険事務指定

市町村交付金の申請に関する事務を行っています。また、法定受託事務に関し事務指定市町村と連絡調整を行っています。

② 実績

平成 27 年度は、管内の事務指定市町村から毎月提出される事務取扱報告書について、内容を確認したうえで、翌月 25 日までに厚生労働省へ送付しました。

また、事務指定市町村の指定取消について、平成 27 年 12 月 25 日に京都府綾部市、兵庫県洲本市、平成 28 年 1 月 15 日には奈良県五條市の指定市町村取消申請書を年金局に提出しました。

その後、平成 28 年 2 月 10 日付で指定市町村の取消決定がなされました。

3 月には、管内の事務指定市町村から平成 27 年度健康保険事務指定市町村交付金の交付申請書を受理し、必要な審査を行い、取りまとめて平成 28 年 3 月 9 日に厚生労働省あて送付しました。

各事務指定市町村には、厚生労働省より平成 28 年 3 月 31 日付で事務指定市町村交付金が支払われました。

・事務指定市町村交付金交付決定額

	平成 25 年度末	平成 26 年度末	平成 27 年度末
管内の事務指定市町村数	29 市町村	26 市町村	23 市町村
交付決定額	31,052 円	24,380 円	23,587 円

《参考》

健康保険法第 3 条第 2 項

この法律において「日雇特例被保険者」とは、適用事業所に使用される日雇労働者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者又は次の各号のいずれかに該当する者として厚生労働大臣の承認を受けたものは、この限りでない。

- 1 適用事業所において、引き続く二月間に通算して二十六日以上使用される見込みのないことが明らかであるとき。
- 2 任意継続被保険者であるとき。
- 3 その他特別な理由があるとき。

(5) 学生納付特例事務法人・保険料納付確認団体の指定及び監督

① 概要

学生納付特例事務法人は、学生等である被保険者の年金受給権を確保する観点から、学生等が申請のしやすい環境を整備する目的で学生納付特例事務法人制度が設けられました。学生納付特例事務法人の指定を受けた法人は、その設置する大学等の学生等の委託を受けて学生納付特例の申請に関する事務ができることとされています。

年金調整課では、学生納付特例事務法人の指定、改善命令及び指定取消等を行っています。

また、管内区域に所在地のある大学等に対して、学生納付特例事務法人制度の周知及び協力要請を行っています。

保険料納付確認団体は、同種の事業又は事業に従事する被保険者を構成員とする団体が厚生労働大臣の指定を受け、この団体を通して、被保険者が自ら保険料の納付状況を定期的に確認する仕組みですが、管内に保険料納付確認団体の指定はありません。

② 実績

平成 27 年度には、指定申出書があった 6 法人に対して申出書等を確認し、学生納付特例事務法人の指定を行いました。

また、1 法人に対して指定取消を行いました。

その他、平成 27 年 7 月 29 日、大学等を対象に、制度周知及び推進のための文書による勧奨を日本年金機構と共同で 451 校に実施しました。

	平成 25 年度末	平成 26 年度末	平成 27 年度末
管内の学生納付特例事務法人数	27 法人	53 法人	58 法人

※平成 27 年度末の詳細は、資料編の 81 頁～82 頁に『学生納付特例事務法人等一覧』として掲載しています

(6) 政府管掌年金事業等の実施に関する日本年金機構等との連絡調整

① 概要

日本年金機構では、地域年金展開事業を実施しており、その一環として各府県に地域年金事業運営調整会議が設置されています。この会議は、学識経験者及び関係団体の推薦する委員で構成され、地域年金展開事業に対する意見、助言を行うこと等を目的としています。

また、国土交通省近畿地方整備局では、建設業における社会保険未加入対策推進近畿地方協議会が設置され、社会保険未加入対策を進めるうえでの課題や取組方針等の協議を行っています。

年金調整課では、政府管掌年金事業の実施に関する関係団体等と連絡調整を図るため、日本年金機構が主催する地域年金事業運営調整会議のほか、国土交通省近畿地方整備局が開催している社会保険未加入対策推進近畿地方協議会に積極的に参画しています。

② 実績

平成 27 年度は日本年金機構が主催する地域年金事業運営調整会議に 2 府 5 県で延べ 9 回参画した。

また、平成 28 年 2 月 9 日に開催された第 4 回社会保険未加入対策推進近畿地方協議会に参画しました。

・地域年金事業運営調整会議

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
地域年金事業運営調整会議参画回数	7 回	9 回	9 回

※ 地域年金事業運営調整会議は平成 25 年度に設置されました。

・社会保険未加入対策推進近畿地方協議会

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
協議会開催日	平成 25 年 10 月 22 日	平成 27 年 2 月 23 日	平成 28 年 2 月 9 日

※ 社会保険未加入対策推進近畿地方協議会は平成 24 年度に設置されました。

5 年金審査課

(1) 年金記録の訂正請求に関する調査等の業務

① 概要

平成 26 年 6 月の法律改正により、被保険者等が年金記録の訂正を求めることができる制度が創設され、平成 27 年 4 月に施行されました。

これに伴い、地方厚生局に新しく「年金審査課」が設置され、年金記録の訂正請求に関する調査等の業務を行うことになりました。

年金審査課では、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県の 2 府 5 県の日本年金機構年金事務所において、直ちに訂正できなかった年金記録の訂正請求事案について、様々な関連資料や周辺事情など幅広く詳細に調査を行い、近畿地方年金記録訂正審議会に対し諮問を行っています。

また、年金審査課は、近畿地方年金記録訂正審議会の判断による答申に基づき、年金記録の訂正・不訂正を決定しています。

② 実績

ア 訂正請求取扱状況

	年 度	件 数	備 考
受付件数	平成 27 年度	1,100 件	うち年金記録確認申立書からの切替分 124 件
取下件数	平成 27 年度	591 件	受付後に請求人から取下申出があった件数。
決定件数	平成 27 年度	378 件	決定件数。内訳は下記イのとおり。

イ 決定状況

	訂 正	一部不訂正	不訂正	却 下	計
年 度	平成 27 年度	平成 27 年度	平成 27 年度	平成 27 年度	平成 27 年度
国 民 年 金	5 件	4 件	85 件	1 件	95 件
厚生年金保険	117 件	28 件	124 件	0 件	269 件
脱退手当金	1 件	0 件	13 件	0 件	14 件
合 計	123 件	32 件	222 件	1 件	378 件

【参考】

- 「訂正」 ・ ・ 訂正請求期間の全ての期間について、訂正する必要を認めるもの
「一部不訂正」 ・ ・ 訂正請求期間のうち一部の期間について、訂正する必要を認めないもの
「不訂正」 ・ ・ 訂正請求期間の全ての期間について、訂正する必要を認めないもの

(2) 近畿地方年金記録訂正審議会の運営

① 概要

平成 27 年 4 月 10 日、地方厚生局長が、年金記録の訂正等を決定するにあたり諮問を行う地方年金記録訂正審議会を地方厚生局に設置することとされたことから、近畿厚生局には「近畿地方年金記録訂正審議会」が設置されました。

近畿地方年金記録訂正審議会は、近畿厚生局長が、弁護士、社会保険労務士、税理士などの民間有識者から任命した 28 名の委員で構成されており、7 つの部会(委員は 4 名)が設置されています。

近畿地方年金記録訂正審議会では、年金記録の訂正請求事案について、近畿厚生局長からの諮問に対して、中立的な立場で審議し公平・公正な判断により答申を行っています。

年金審査課は、近畿地方年金記録訂正審議会を運営し、総会及び部会の開催をはじめ、委員に関する庶務等を行っています。

② 実績

ア 近畿地方年金記録訂正審議会総会は、平成 27 年 4 月 24 日に開催されました。

年 度	27 年度
近畿地方年金記録訂正審議会総会の開催状況	1 回

イ 近畿地方年金記録訂正審議会部会は、毎月 2 回を基本に開催されました。

年 度	27 年度
近畿地方年金記録訂正審議会部会の開催状況	147 回

※ 総会及び部会の議事要旨等については、近畿厚生局ホームページで公開しております。

6 社会保険審査官

社会保険の行政処分に対する審査請求に関する業務

① 概要

社会保険審査官は、「社会保険審査官及び社会保険審査会法」に基づき設置され、厚生労働大臣から任命された独立した機関として、健康保険法、船員保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が決定した処分に対する審査請求事件について、審理を行っています。

② 実績

ア 審査請求取扱状況

	年 度	件 数	備 考
受付件数	平成 25 年度	2,808 件	うち、前年度からの繰り越し分 619 件
	平成 26 年度	2,701 件	うち、前年度からの繰り越し分 629 件
	平成 27 年度	2,877 件	うち、前年度からの繰り越し分 916 件
取下件数	平成 25 年度	141 件	受付後に審査請求人から取下申出があった件数。
	平成 26 年度	158 件	
	平成 27 年度	152 件	
移送件数	平成 25 年度	11 件	受付後に管轄外であることが判明し管轄する審査官へ送付した件数。
	平成 26 年度	11 件	
	平成 27 年度	6 件	
決定件数	平成 25 年度	2,027 件	審査官が決定をした件数。内訳は下記イのとおり。
	平成 26 年度	1,616 件	
	平成 27 年度	1,828 件	

イ 決定状況

	却 下			容 認			棄 却			計		
	25	26	27	25	26	27	25	26	27	25	26	27
健康保険	5	8	2	34	11	36	144	118	192	183	137	230
船員保険	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金	90	36	110	67	40	66	590	420	445	747	496	621
国民年金	59	41	33	96	77	98	942	865	846	1,097	983	977
合 計	154	85	145	197	128	200	1,676	1,403	1,483	2,027	1,616	1,828

【参考】

「却下」・・・期限を過ぎてからの審査請求や保険者の決定が行われていないなど、審査請求に関する条件を満たしていないため、内容を審査するに至らなかったもの

「容認」・・・受理した審査請求について審理した結果、請求理由を認め、原処分を取り消したものの

「棄却」・・・受理した審査請求について審理した結果、請求についてその理由がないとして請求を退けたもの

7 健康福祉課

(1) 三種病原体等の所持又は輸入の届出等の監督業務

① 概要

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、病原性を有し、国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがある感染症の病原体等について、その所持、輸入の禁止、許可、届出、基準の遵守等の規制を設けており、同法に基づき適正に管理を行う必要があります。

近畿厚生局では、三種病原体等の所持又は輸入の届出に関する業務、また三種及び四種病原体等所持に関する管理監督業務を行っています。

② 実績

三種病原体等所持施設に対する定期の立入検査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施しました。

(単位：件)

	25年度	26年度	27年度
所持届出の受理	0	0	1
所持変更届の受理	6	12	14
輸入届出の受理	0	0	0
三種病原体所持施設への立入検査	7施設	7施設	7施設

③ 近畿厚生局所管施設の状況（各年度末現在）

(単位：施設)

	25年度	26年度	27年度
三種病原体所持施設数	21	25	16

(2) 児童扶養手当の支給に関する事務についての指導監査

① 概要

平成14年8月から児童扶養手当の受給資格認定等の事務が都道府県から市及び福祉事務所設置町村へ権限移譲されたことに伴い、指導監査の対象についても市等まで拡大されたことから、平成15年度から近畿厚生局管内の市等に対する指導監査を実施しています。

本指導監査は、児童扶養手当支給事務の円滑な実施の確保を目的として、地方自治法第245条の4の規定に基づき実施するものであり、児童扶養手当支給事務指導監査実施要綱により、都道府県に対し3年に1回程度、市等に対し6年に1回程度の指導監査を行っています。

また、当該監査官は中国四国厚生局、九州厚生局管内の指導監査も実施しています。

② 実績

児童扶養手当の支給事務についての指導監査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施しました。

(単位：か所)

	25年度	26年度	27年度
近畿厚生局管内の指導監査	20	21	20
中国四国厚生局管内の指導監査	20	21	20
九州厚生局管内の指導監査	20	20	20
計	60	62	60

・ 監査指導における指摘事項の概要

事 項	主 な 内 容
障害認定医の配置	障害認定の体制を確立するよう努めること。
新規認定請求書の受理事務	必要書類が添付されていることを確認し受理すること。
現況届の未提出者に係る事務処理	現況届の提出命令書は配達証明等により発出すること。
所得審査	所得審査において、養育費の申告内容に誤りがないか確認を行うこと。
生計分離の確認	同居の扶養義務者との生計分離について、客観的事実による確認を行うこと。
資格喪失届に係る事務処理	事実婚を資格喪失理由とする場合は、聞き取った内容を付記すること。

(3) 生活保護法の施行に関する事務に規定する保護施設指導監査

① 概要

保護施設に対する指導監査は、保護施設の適正な運営の確保を図ることを目的として、生活保護法第23条の規定に基づき実施しています。

指導監査の対象は、府県、政令指定都市、中核市が設置する保護施設であり、社会福祉監査官が担当し、対象となる施設に出向き行っています。

また、当該監査官は中国四国厚生局、九州厚生局管内の指導監査も実施しています。

(注) 政令指定都市・中核市以外の市町村が設置する保護施設及び社会福祉法人が政令指定都市・中核市以外の市町村に設置する保護施設の指導監査は都道府県が実施し、政令指定都市・中核市内に社会福祉法人が設置する保護施設の指導監査は、政令指定都市・中核市が実施しています。

② 実績

保護施設の指導監査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施しました。

(単位：か所)

	25年度	26年度	27年度
近畿厚生局管内の指導監査	4	4	2
中国四国厚生局管内の指導監査	0	1	1
九州厚生局管内の指導監査	0	1	1
計	4	6	4

・指導監査における指摘事項の概要

事 項	主 な 内 容
運営管理関係	・直接処遇職員の夜間勤務状況をみると、併設施設の直接処遇職員が配置されている事例が認められたので是正すること。

(4) 府県市が行う保護施設指導監査に対する技術的助言

① 概要

地方自治体が行う保護施設に対する指導監査の実施状況について、地方自治法第245条の4の規定に基づき実施しています。

技術的助言の対象は、保護施設に対する指導監査を実施している府県市であり、社会福祉監査官が担当し、それぞれの府県市に出向き行っています。

また、当該監査官は中国四国厚生局、九州厚生局管内の指導監査も実施しています。

② 実績

技術的助言は、新たに中核市となった市に対して行っており、平成27年度は実施しませんでした。

(単位：か所)

	25年度	26年度	27年度
近畿厚生局管内の指導監査	1	1	0
中国四国厚生局管内の指導監査	0	0	0
九州厚生局管内の指導監査	0	0	0
計	1	1	0

(5) 生活保護法施行事務監査

① 概要

地方自治体が行う生活保護法施行事務のうち生活保護の医療扶助の適正実施の観点から自立支援医療の適用状況にかかる監査、向精神薬に関する重複処方改善状況の確認監査及び指定医療機関に対する指導等の実施状況の確認監査を生活保護法第23条に基づき実施しています。

対象は、近畿厚生局が管轄する府県市であり、生活保護監査官及び医療扶助指導検査官が担当し、各府県(2府5県)に出向き行っています。

② 実績

医療扶助適正実施の監査は、所定の周期で行っており、計画どおり実施しました。

(単位：か所)

	25年度	26年度	27年度
医療扶助適正実施の監査	20	21	21

(6) 民生委員・児童委員に関する業務

① 概要

民生委員は「民生委員法」の規定に基づき、都道府県知事が、市町村に設置された民生委員推薦会から推薦された者について、地方社会福祉審議会の意見を聴いて推薦し、厚生労働大臣が委嘱することになっており、その任期は3年とされています。

民生委員は、福祉事務所等関係行政機関に対する協力業務などを行ったり、民間の篤志奉仕者として、一人暮らし老人等の援護活動、相談活動など自主的な民間福祉活動に努めています。

なお、民生委員は児童福祉法の規定により、児童委員を兼務することとされており、その中で主に児童委員の業務を担当する民生・児童委員が主任児童委員とされています。

近畿厚生局では、民生委員・児童委員の委嘱・解嘱、主任児童委員の指名、厚生労働大臣感謝状の授与や厚生労働大臣表彰の業務を行っています。

② 実績

(単位：名)

	25年度	26年度	27年度
民生委員・児童委員の委嘱	39,732	974	760
民生委員・児童委員の解嘱	481	794	868
主任児童委員の指名	3,707	108	83

(単位：名)

	25年度	26年度	27年度
厚生労働大臣感謝状の授与	6,732	305	321
厚生労働大臣表彰（定時）	1,333	34	45
厚生労働大臣表彰（随時）	3	6	14

③ 民生委員・児童委員数（年度末現在）

(単位：名)

	25年度	26年度	27年度
民生委員・児童委員数	39,296	39,414	39,315

④ 平成27年度民生委員・児童委員数の内訳

(単位：名)

	福井県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
委員数	1,820	2,591	2,776	5,590	5,119	2,227	1,954
うち主任児童委員	134	231	249	436	291	214	151

	大津市	京都市	大阪市	堺市	高槻市	東大阪市	豊中市
委員数	635	2,712	4,046	1,103	494	814	554
うち主任児童委員	63	403	618	91	37	53	41

	枚方市	神戸市	姫路市	西宮市	尼崎市	奈良市	和歌山市
委員数	512	2,462	904	687	835	758	722
うち主任児童委員	43	335	60	41	24	89	82

	合計
委員数	39,315
うち主任児童委員	3,686

(7) 指定医療機関の指定等

① 概要

次の法律に基づき、国の責任において適切に医療の給付を行う必要があることなどから、その医療を担当する医療機関等（病院、診療所、薬局等）を厚生労働大臣などが指定しています。

ア 生活保護法に基づく指定医療機関及び指定介護機関(国が開設したものに限る)

生活困窮のため最低限度の生活を維持できない被保護者のための医療又は介護を行う病院若しくは診療所又は薬局等を厚生労働大臣又は都道府県知事が指定しています。

② 実績

管内の指定機関数は以下のとおりです。

(単位：機関)

	25年度	26年度	27年度
生活保護法に基づく指定医療機関等数	31	44	44

(注1) 国が開設したもの（独立行政法人国立病院機構、国立大学法人附属病院など）に限ります。

(注2) 具体的な医療機関名と所在地は、資料編 84 頁に掲載しています。

(8) 特定感染症指定医療機関に係る監督

① 概要

特定感染症指定医療機関とは、新感染症（人から人に感染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及び罹患した場合の重篤度から判断して危険性が極めて高い感染症）の医療を担当する医療機関です。

近畿厚生局では、厚生労働大臣が指定した特定感染症指定医療機関 1 か所の監督に関する業務を行っています。

(注) 具体的な医療機関名と所在地は、資料編 84 頁に掲載しています。

(9) クリーニング業法に基づく指定試験機関の指定等に関する業務

① 概要

クリーニング師の免許は、都道府県知事がクリーニング師試験に合格した者に与えることとなっており、都道府県知事は衛生法規に関する知識、公衆衛生に関する知識、洗たく物の処理に関する知識及び技能について年 1 回以上試験を行っています。この試験事務について、都道府県知事は厚生労働大臣の指定する者に委任することができることとなっています。

近畿厚生局では、試験機関の指定、試験事務規程及び事業計画の認可が主な業務であり、この他にクリーニング師試験の受験資格に係る学力認定業務を行うこととなっています。

- ② 実績
平成 27 年度まで実績はありません。

(10) 省エネ法に基づく報告書の受理等に関する業務

- ① 概要
エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定に基づき、当局管内の対象事業所から中長期計画書及び定期報告書を受理する業務を行っています。
受理した中長期計画書及び定期報告書については、厚生労働本省へ送付し、厚生労働本省において保存されています。
※対象事業所・・・前年度におけるエネルギー使用量が 1 5 0 0 k L（原油換算）以上となる事業所

- ② 実績 (単位：件)

	25 年度	26 年度	27 年度
中長期計画書及び定期報告書の受理	307	297	304

(11) 温室効果ガス排出量の報告書の受理等に関する業務

- ① 概要
地球温暖化対策の推進に関する法律の規定に基づき、当局管内の特定排出者から温室効果ガスの排出量の報告書を受理する業務を行っています。
受理した中長期計画書及び定期報告書については、厚生労働本省へ送付し、厚生労働本省において保存されています。
※特定排出者・・・年間の排出量が温室効果ガスの種類ごとに 3 0 0 0 t-CO₂ 以上排出している事業所

- ② 実績
平成 27 年度まで実績はありません。

(12) 地方公共団体に対する補助金等の交付に関する業務

- ① 概要
地方公共団体に対する補助金等の交付に関する業務については、都道府県等からの交付申請書・実績報告書の審査、交付決定・精算確定等を行っています。
- ② 実績
平成 27 年度においては、次のとおり交付決定等を行いました。

補助金名	交付目的	交付対象等
結核医療費国庫負担 (補助)金	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、都道府県、保健所を設置する政令市及び特別区が行う一般患者に対する医療に要する費用等並びに従業禁止・命令入所患者に対する医療に要する費用の一部を補助することにより、結核の予防及び結核患者に対する適正な医療の普及を図り、もって公共の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県14市 27年度交付決定額 (負担金) 726,436,091円 (補助金) 54,905,592円
原爆被爆者健康診断 費交付金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者の健康診断に要する経費を交付することにより、被爆者の健康の保持及び向上を図ることを目的としています。	2府5県 27年度交付決定額 114,009,979円
原爆被爆者手当交付 金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う医療特別手当、特別手当、健康管理手当、保健手当並びに原子爆弾小頭症手当の手当支給事務に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の受療の促進、健康の保持促進を図ることを目的としています。	2府5県 27年度交付決定額 5,258,108,664円
原爆被爆者葬祭料交 付金	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づき、都道府県、広島市及び長崎市が行う原爆被爆者葬祭料支給事業に要する経費の全部を交付することにより、被爆者の精神的不安を和らげることを目的としています。	2府5県 27年度交付決定額 106,493,672円
児童扶養手当給付費 国庫負担金	児童扶養手当法に基づき、都道府県知事等が行う児童扶養手当の支給に要する費用の一部を負担することにより、経済的支柱である父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県122市町村 27年度交付決定額 31,587,810,741円

補助金名	交付目的	交付対象等
特別児童扶養手当事務取扱交付金	特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づき、都道府県知事等が、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づいて特別児童扶養手当の支給事務を行うための経費を交付しています。	2府5県198市町村 27年度交付決定額 203,383,836円
特別障害者手当等給付費国庫負担金	特別児童扶養手当の支給に関する法律に基づき、都道府県等が行う特別障害者手当、障害児福祉手当等の支給に要する費用の一部を負担することにより、精神又は身体に重度の障害を有する者の福祉の増進を図ることを目的としています。	2府5県122市町村 27年度交付決定額 7,973,548,080円
児童入所施設措置費等国庫負担金	児童福祉法第27条第1項第3号による施設等への入所又は委託、第22条による助産の実施、第23条による母子保護の実施に係る同法第45条の最低基準の維持を図ることを目的としています。	2府5県107市 27年度交付決定額 19,983,621,104円
保育所等整備交付金	地方公共団体等が整備する保育所等に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的としています。	2府5県11市 27年度交付決定額 3,580,778,000円 27年度財産処分 0件
婦人保護費国庫負担(補助)金	売春防止法及び配偶者暴力防止法に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること、及び配偶者からの暴力被害者である女性の保護等を目的としています。	2府5県 27年度交付決定額 (負担金) 165,869,925円 (補助金) 190,502,342円

補助金名	交付目的	交付対象等
保健衛生施設等施設 ・設備整備費国庫補助金	感染症指定医療機関、精神科病院等の施設及び設備を整備し、地域住民の健康増進並びに疾病予防及び治療を行い、もって公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。	2府5県9市13法人 27年度交付決定額 (施設) 5件 157,893,000円 (設備) 44件 134,934,000円 27年度財産処分 7件 (内包括7件)
社会福祉施設等施設 整備費国庫補助金	地方公共団体等が整備する施設整備等に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の福祉の向上を図ることを目的としています。	2府5県11市 27年度交付決定額 2,375,067,000円 27年度財産処分 194件 (内包括158件)
地域介護・福祉空間 整備等交付金	介護療養型医療施設転換整備計画及び先進的事業整備計画の事業等の実施に要する経費を交付することにより、地域における公的介護施設等の施設等整備事業を推進することを目的としています。	34市町村 27年度交付決定額 524,427,000円 27年度財産処分 13件 (内包括3件)
次世代育成支援対策 施設整備交付金	児童福祉施設等の整備に要する経費の一部を交付することにより、次世代育成支援対策を推進することを目的としています。	2府1県11市5町 27年度交付決定額 852,1849,000円 27年度財産処分 47件 (内包括47件)
保健衛生施設等災害 復旧費補助金	暴風、洪水、高潮、地震、その他の災害により被害を受けた保健衛生施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助しています。	27年度は、実績なし

補助金名	交付目	交付対象等
社会福祉施設等災害復旧費補助金	暴風、洪水、高潮、地震、その他の災害により被害を受けた社会福祉施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助しています。	27年度は、 京都府内2件 27年度財産処分 1件（内包括0件）

(13) 各種養成施設等の指定・登録及び指導監督等

(※)に係る業務については、平成28年3月31日から都道府県に事務・権限を移譲しました。

① 概要

次の10種類（大学等科目確認を含む。）の養成施設等について、指定・登録、指定の取消し、変更の承認、各種届出・報告書の受理及び指導監督等の業務を行っています。

- ・管理栄養士養成施設
- ・栄養士養成施設
- ・社会福祉士養成施設
- ・指定保育士養成施設 (※)
- ・あん摩マッサージ指圧師養成施設
- ・介護福祉士養成施設
- ・あま指師、はり師、きゅう師養成施設
- ・福祉系高等学校（介護福祉士の受験資格の取得）
- ・福祉系大学等（大学等において開講する社会福祉士に関する科目の確認）
- ・介護福祉士実務者養成施設（実務者研修）

(注) 社会福祉士、介護福祉士、介護福祉士実務者養成施設（実務者研修）の大学・短大の養成施設は近畿厚生局で業務を行っています。

② 指定等状況

(ア) 所管する養成施設等の数及び課程数

H28.3.31 現在：255 施設 286 課程（H27.3.31 現在：385 施設 444 課程）

施設の種類	施設数	課程数	施設の種類	施設数	課程数
管理栄養士養成施設	30(29)	30(29)	あま指師養成施設	2(2)	2(2)
栄養士養成施設	24(24)	24(24)	あはき師養成施設	5(5)	5(5)
指定保育士養成施設	112(111)	130(130)	福祉系高等学校	19(19)	19(19)
社会福祉士養成施設	1(13)	1(17)	福祉系大学等	42(44)	53(56)
介護福祉士養成施設	18(50)	20(54)	介護福祉士実務者養成施設	2(88)	2(108)

(注) ・「あま指師養成施設」は「あん摩マッサージ指圧師養成施設」、「あはき師養成施設」は「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師養成施設」、をいう。（以下の「施設の種類」についても同じ。）

- ・施設数欄と課程数欄の括弧書きは平成26年度末の数。
- ・各養成施設の一覧は資料編85頁～98頁に掲載しています。

(イ) 新規指定（承認）件数（平成27年度：11件）

施設の種類	件数	施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	2	介護福祉士養成施設	1	あま指師養成施設	0
栄養士養成施設	0	福祉系高等学校	2	介護福祉士実務者養成施設	0
指定保育士養成施設	6	あはき師養成施設	0		

(平成27年度新規指定（承認）状況)

施設の種類	施設名	所在地	課程	定員
管理栄養士養成施設	大手前大学健康栄養学部管理栄養学科	大阪府 大阪市	昼間 4年	80名
	京都華頂大学現代家政学部食物栄養学科	京都府 京都市	昼間 4年	60名

施設の種類	施設名	所在地	課程	定員
指定保育士養成施設	神戸元町こども専門学校保育科	神戸市 中央区	昼間 2年	80名
	奈良学園大学人間教育学部 人間教育学科保育士養成課程	奈良県 生駒郡	昼間 4年	20名
	池坊短期大学幼児保育学科	京都市 下京区	昼間 2年	100名
	京都光華女子大学健康科学部 医療福祉学科保育士コース	京都市 右京区	昼間 4年	20名
	京都光華女子大学健康科学部 心理学科保育士コース	京都市 右京区	昼間 4年	20名
	関西福祉科学大学教育学部教育学科 子ども教育専攻保育士養成課程	大阪府 柏原市	昼間 4年	50名
介護福祉士養成施設	桃山学院大学社会学部社会福祉学科 介護福祉士資格課程	大阪府 和泉市	昼間 4年	20名
福祉系高等学校	京都府立久美浜高等学校 総合学科福祉系列	京都府 京丹後市	昼間 3年	17名
	第一学院高等学校 養父校専攻科	兵庫県 養父市	通信 2年	400名

(注) 介護福祉士実務者養成施設の一覧は資料編 93 項に掲載しています。

(ウ) 内容変更承認件数 (平成 27 年度 : 61 件 (平成 26 年度 : 75 件))

施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	5(9)	あま指師養成施設	2(0)
栄養士養成施設	5(9)	あはき師養成施設	3(0)
指定保育士養成施設	39(29)	福祉系高等学校	2(2)
社会福祉士養成施設	0(1)	福祉系大学等	1(0)
介護福祉士養成施設	4(2)	介護福祉士実務者養成施設	0(23)

(注) 件数欄の括弧書きは平成 26 年度の数。

(エ) 内容変更届件数 (平成 27 年度 : 166 件 (平成 26 年度 : 340 件))

施設の種類	件数	施設の種類	件数
管理栄養士養成施設	6(4)	あま指師養成施設	0(3)
栄養士養成施設	1(8)	あはき師養成施設	0(3)
指定保育士養成施設	31(10)	福祉系高等学校	26(38)
社会福祉士養成施設	4(28)	福祉系大学等	73(72)
介護福祉士養成施設	23(79)	介護福祉士実務者養成施設	2(95)

(注) 件数欄の括弧書きは平成 26 年度の数。

③ 指導状況

(ア) 指導調査の実施

養成施設等の適切な運営に資するため、各養成施設等に赴いて指定及び登録基準等に係る関係法令等の遵守状況を確認し、必要な指導を行っています。

(平成 27 年度実績： 4 施設)

施設の種類	施設数	施設の種類	施設数
管理栄養士養成施設	4	指定保育士養成施設	0
栄養士養成施設	0	介護福祉士養成施設	0
あま指師養成施設	0	社会福祉士養成施設	0
あはき師養成施設	0		

(イ) 指導件数

指導件数 13 件（文書 1 件、口頭 12 件）

施設の種類	文書	口頭	施設の種類	文書	口頭
管理栄養士養成施設	1	12	あはき師養成施設	-	-
栄養士養成施設	-	-	指定保育士養成施設	-	-
あま指師養成施設	-	-	介護福祉士養成施設	-	-

・具体的な指導の内容は、 38 頁に掲載しています。

(14) 各種講習会の登録等業務

① 介護技術講習会の届出業務

介護技術講習会は、介護福祉士試験の受験者の資質の向上と実技試験の適正実施に資することを目的として実施されるものです。福祉系高校の卒業者と 3 年以上介護等の業務に従事し、この講習会を修了した者は、介護福祉士試験において実技試験が免除されます。

この講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなり、近畿厚生局では、この講習会の届出書、変更届出書、実施報告書等を受理し、その内容を確認する業務を行っています。平成 27 年度は 11 件（平成 26 年度は 30 件）の提出がありました。

② 社会福祉士実習演習担当教員講習会、介護教員講習会の届出業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設又は福祉系大学の専任教員等は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなり、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容を確認する業務を行っています。平成 27 年度は、社会福祉士実習演習担当教員講習会が 0 件（平成 26 年度は 2 件）、介護教員講習会が 1 件（平成 26 年度は 1 件）の提出がありました。

③ 社会福祉士実習指導者講習会、介護福祉士実習指導者講習会の届出業務

社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、福祉系高等学校又は福祉系大学の実習施設の実習指導者は、厚生労働大臣が定める基準を満たす講習会の受講が必要な場合があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容を確認する業務を行うとともに、実施した講習会の修了者名簿を受理しています。平成 27 年度は、社会福祉士実習指導者講習会が 5 件（平成 26 年度は 5 件）、介護福祉士実習指導者講習会が 2 件（平成 26 年度は 3 件）提出がありました。

④ 実務者研修教員講習会、医療的ケア教員講習会の届出業務

平成 28 年度から介護福祉士国家試験の実務者経験者の受験要件に、3 年以上の実務経験に加えて、実務者研修の受講を義務付けており、この実務者研修の専任教員（教務の主任者）及び介護過程Ⅲを教授する教員は、原則「実務者研修教員講習会」を受講する必要があります。

また、平成 28 年度から介護福祉士が業務として喀痰吸引等を行うことが可能となるため、介護福祉士養成施設で喀痰吸引等に関する医療的ケアの教育が必要となります。この医療的ケアを教授する教員は、原則、「医療的ケア教員講習会」を受講する必要があります。

これらの講習会を実施しようとする者は、あらかじめ厚生労働大臣に届け出ることとなっており、近畿厚生局では、これらの講習会を実施しようとする者からの届出書を受理し、その内容の確認と、講習会修了者名簿を受理する業務を行っています。平成 27 年度は、実務者研修教員講習会が 10 件（平成 26 年度は 11 件）、医療的ケア教員講習会が 60 件（平成 26 年度は 21 件）の提出がありました。

・養成施設等に対する具体的な指導の内容（指導件数は、37 頁に掲載しています。）

事項	内 容
教員に関すること	<p>1 . 専任教員</p>
	<p>< 事例 1 > 「人体の構造と機能及び疾病の成り立ち」を担当する専任の教員であって医師である者が配置されていなかった。</p> <p>[指導内容] 人体の構造と機能及び疾病の成り立ちを担当する専任の教員である医師が配置されていなかったため、配置すること。</p> <p>[根拠規定] 管理栄養士学校指定規則第 2 条第 1 項第 5 号</p>

(15) 事務・権限の移譲に関する業務

① 概要

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等の推進を目的とした「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」（平成 26 年法律第 51 号）の施行等に伴い、平成 28 年 3 月 31 日から、当局で行っていた指定保育士養成施設等の指定・登録及び指導監督等について、その事務・権限を都道府県等に移譲しました。

② 実績

指定保育士に係る事務・権限の移譲について、各管内府県の事務担当者に対して説明会を平成 28 年 2 月 17 日から 27 日まで開催するなど当該法律の施行に向け、事務・権限の移譲作業を行いました。

【平成 28 年 3 月 31 日移譲】

	事務・権限名	移譲先自治体区分		
		都道府県	指定都市	中核市
1	児童福祉法（保育士に係る養成施設の指定・監督等）	○		

8 医 事 課

(1) 薬事監視に関する業務

① 医薬品等の許認可業務

ア 概要

近畿厚生局においては、「厚生労働大臣許可医薬品等」を製造する場合の製造業許可を行っています。

「厚生労働大臣許可医薬品等」とは、①生物学的製剤（体外診断薬を除く）②放射性医薬品 ③国家検定医薬品④遺伝子組換え技術応用医薬品⑤細胞培養技術応用医薬品⑥再生医療等製品です。

(許可)

医薬品等を業として製造しようとする者は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律（以下、「医薬品医療機器等法」という。）に基づく医薬品等の製造業の許可を受けなければなりません。

医薬品等の製造業の許可は、区分に従い製造所ごとに与えられます。従って、すでに許可を受けている製造業者が、その製造所において ① 既存の製造区分を変更しようとする場合や ② 新たな区分を追加する場合には、改めてその製造業の許可を取らなければなりません。

また、定められた期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過後は、その効力を失います。（医薬品医療機器等法第13条）

(許可の基準)

医薬品等の製造業の許可は、① 構造設備などの物的要件 ② 製造及び品質の管理方法などの運用上の要件 ③ 申請者の人的的確性の確認を行う人的要件が、それぞれに対応する法令に定められた「許可の基準」に適合していることが必要とされています。（医薬品医療機器等法第12条の2）

イ 実績

	25年度	26年度	27年度
年度当初厚生労働大臣許可施設数	15	15	16
業許可施設数（新規）	1	1	1
業許可施設数（廃止）	1	—	1
年度末厚生労働大臣許可施設数	15	16	16

② 毒物及び劇物の登録業務

ア 概要

毒物及び劇物取締法において定められた毒物及び劇物を業として製造、輸入又は販売を行う者は、それぞれ製造業、輸入業又は販売業の登録を受けなければなりません。

また、定められた期間ごとに更新を受けなければ、その期間の経過後は、その効力を失います。（毒物及び劇物取締法第4条）

なお、① 営業者氏名又は住所 ② 設備 ③ 製造（営業）所の名称の変更、

その他品目及び営業の廃止をした場合には、届け出なければならないと定められています。（毒物及び劇物取締法第 10 条第 1 項）

イ 実績

	25 年度	26 年度	27 年度
・ 毒物劇物営業者の登録等業務件数	416	420	444
うち登録等の件数	248	264	297
届出等の件数	168	156	147

③ 輸入監視・指導業務

ア 概要

（輸入監視）

輸入監視とは、医薬品医療機器等法に規定された「医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品」並びに毒物及び劇物取締法に規定された「毒物、劇物」の輸入について、財務省及び税関当局の協力のもとに、「医薬品等及び毒劇物輸入監視要領について」（平成 27 年 11 月 30 日薬食発 1130 第 1 号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）の別添 1「医薬品等及び毒劇物輸入監視要領」に基づき、未承認品・無許可品・無登録品又は不良品等が違法に国内に流入することを未然に防ぎ、もって国民の保健衛生上の危害を防止することを目的として行う監視業務のことです。

医薬品等を輸入する場合には、関税法第 70 条第 1 項の規定により輸入通関に際して医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法に基づく輸入許可等を受けていることが必要です。

輸入者が医薬品等の製造販売（製造）業の許可、毒物又は劇物の輸入業の登録を受けている場合は、製造販売（製造）用医薬品等を税関に提示すれば税関限りの確認により通関できることとなります。

（薬監証明）

輸入者が上記の許可・登録を受けていない場合は、当該医薬品等が違法に国内に流入することを未然に防ぎ、国民の保健衛生上の危害を未然に防止するため、指定された地方厚生局の薬事監視専門官が、通関前に輸入者から所定の様式による輸入報告書等の提出を求めています。これらに記載された輸入目的、輸入品目の内容、輸入数量等に基づきその妥当性を総合的に判断した上で、業としての輸入に当たらないことを確認し、その輸入報告書に「厚生労働省確認済」と押印し輸入者に交付します。

この「厚生労働省確認済輸入報告書」が「薬監証明」と呼ばれ、通関手続きの際、必要となります。

（個人輸入）

なお、医薬品等の個人輸入等については、決められた内容や数量の範囲内であれば、個人輸入等の輸入目的が明らかであるとして、税関限りの確認により通関できます。

（管轄範囲）

地方厚生局における輸入監視業務の管轄範囲は、地方自治体単位の他業務と

大きく異なり、財務省の税関単位となっています。

このうち近畿厚生局は、財務省の地方支分部局として全国に設置されている 8 税関のうち名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関の 5 税関の管轄区域が業務範囲とされています。この 5 つの税関の管轄区域は、2 府 28 県となっており、近畿厚生局では沖縄地区税関の管轄区域を除く西日本を担当しています。

イ 実績

薬監証明の発給処理については、近年増加傾向にあり、また輸入形態が多様化する中で、遅滞することなく日々業務を進めています。

[薬監証明発給件数]

	25 年度	26 年度	27 年度
医薬品	17,169	17,957	19,874
医薬部外品	96	84	91
化粧品	591	159	113
医療機器	5,399	4,743	5,477
再生医療等製品*1	—	0	25
体外診断用医薬品*1	—	6	1
毒物・劇物	463	623	527
合 計	24,258	23,572	26,108

*1：医薬品医療機器等法施行に伴い設定

[相談件数]

	25 年度	26 年度	27 年度
件 数	27,515	23,077	21,498

*2：医薬品医療機器等法施行に伴い設定

④ 医薬品等の輸入届業務 (※ 当該業務は医薬品医療機器等法施行規則の改正により、平成 27 年 12 月末で廃止となりました)

ア 概要

医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品又は再生医療等製品を業として輸入する場合は、それぞれの製造販売業者又は製造業者は輸入する目的（製造販売、製造）に応じ、輸入届を行わなければなりません。（医薬品医療機器等法施行規則第 94 条及び第 95 条）

その際、添付書類として、輸入された品目が不正に輸入されたものではなく、正規の承認や届出がなされているものであること、又は医薬品等の原料に使用する物であることを確認するために承認書の写し又は届書の写しなどの提出を求めています。

イ 実績

	25 年度	26 年度	27 年度
輸入届確認件数	31,721	27,904	17,491

※平成 27 年度分は平成 27 年 4 月から 12 月の件数

(2) 医師及び歯科医師の臨床研修に関する業務

① 概要

平成 16 年 4 月以降に免許を取得した医師には 2 年以上、平成 18 年 4 月以降に免許を取得した歯科医師には 1 年以上の臨床研修を受けることが、医師法、歯科医師法によりそれぞれ義務づけられています。

この臨床研修制度では、「臨床研修は、医師・歯科医師が、医師・歯科医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学・歯科医学及び医療・歯科医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。」との基本理念に則り、大学病院もしくは厚生労働大臣が指定した臨床研修病院・施設が各々作成する研修プログラムにより、研修が実施されます。

近畿厚生局では、効果的な研修が実施されるよう、新規指定もしくはプログラム変更の申請・届出を行った病院等の研修プログラムの内容や設備、人員等について関係法令の定める基準に照らして審査しています。また、臨床研修制度が円滑に運用されるための啓発活動などを実施しています。

② 実績

新規指定申請、既指定病院・施設からのプログラム変更届出について審査するとともに、既指定病院等の実地調査による指導を行っています。

また、医学生・歯学生に対する研修病院に関する情報収集の支援を目的として開催される、臨床研修病院説明会の開催日に制度説明を行い、制度の周知を図っています。

ア 新規指定等の審査の状況

(医師)

(単位：件)

	25 年度	26 年度	27 年度
基幹型臨床研修病院の新規指定申請	3	0	2
協力型臨床研修病院の新規指定申請	3	5	2
臨床研修病院の移転報告	2	2	3
臨床研修プログラムの変更・新設届出	47	49	44

※基幹型・・・他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院であって当該臨床研修の管理を行うものをいう。

協力型・・・他の病院と共同して臨床研修を行う病院であって、基幹型でないものをいう。

(歯科医師)

(単位：件)

	25 年度	26 年度	27 年度
単独型臨床研修施設の新規指定申請	5	1	2
管理型臨床研修施設の新規指定申請	0	0	0
協力型臨床研修施設の新規指定申請	1	0	0
連携型臨床研修施設の新規指定申請	0	0	0
臨床研修施設の移転報告	0	0	1
臨床研修プログラムの変更・新設届出	7	8	3

※単独型・・・単独で又は研修協力施設と共同して臨床研修を行う病院又は診療所をいう。管理型・・・他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院又は診療所（単独型を除く。）であって、当該臨床研修の管理を行うものをいう。

協力型・・・3 月以上他の病院又は診療所と共同して臨床研修を行う病院又は診療所（単独型を除く。）であって、管理型でないものをいう。

連携型・・・他の施設と共同して臨床研修を行う病院又は診療所（単独型を除く。）であって、管理型及び協力型に該当しないもの。

イ 実地調査の実施状況

	25 年度	26 年度	27 年度
医師臨床研修病院	8	15	17
歯科医師臨床研修施設	11	7	13

ウ 医学生・歯学生に対する臨床研修制度説明

・実施日：平成 28 年 2 月 20 日

・参加者数 (単位：名)

	医師	歯科医師	計
25 年度	110	80	190
26 年度	67	51	118
27 年度	304	203	507

※平成 27 年度は臨床研修病院説明会において実施

エ 指導医・プログラム責任者に対する臨床研修制度講演

	25 年度	26 年度	27 年度
講演回数	2	15	24

③ 臨床研修病院府県別指定状況（平成 28 年 3 月 31 日現在）

ア 指定病院数（厚生労働省が指定する施設）

府県名		医師臨床研修病院	歯科医師臨床研修施設		
		基幹型	単独型	管理型	計
福 井 県	25 年度	6	2	1	3
	26 年度	6	2	1	3
	27 年度	6	3	1	3
滋 賀 県	25 年度	12	4	0	4
	26 年度	13	4	0	4
	27 年度	12	6	0	5
京 都 府	25 年度	21	7	0	7
	26 年度	21	6	0	6
	27 年度	20	9	0	7

大阪府	25年度	64	10	1	11
	26年度	64	10	1	11
	27年度	65	14	1	11
兵庫県	25年度	47	12	0	12
	26年度	45	12	0	12
	27年度	46	15	0	13
奈良県	25年度	7	1	0	1
	26年度	7	1	0	1
	27年度	7	2	0	1
和歌山県	25年度	8	2	0	2
	26年度	8	2	0	2
	27年度	8	3	0	2
合計	25年度	165	38	2	40
	26年度	164	37	2	39
	27年度	164	52	2	42

イ 大学附属病院数

府県名		医師臨床研修病院	歯科医師臨床研修施設		
		基幹型	単独型	管理型	計
福井県	25年度	1	1	0	1
	26年度	1	1	0	1
	27年度	1	1	0	1
滋賀県	25年度	1	1	0	1
	26年度	1	1	0	1
	27年度	1	1	0	1
京都府	25年度	2	1	1	2
	26年度	3	1	1	2
	27年度	3	1	1	2
大阪府	25年度	7	2	2	4
	26年度	7	2	2	4
	27年度	7	2	2	4
兵庫県	25年度	2	1	1	2
	26年度	2	1	1	2
	27年度	2	1	1	2
奈良県	25年度	2	1	0	1
	26年度	2	1	0	1
	27年度	2	1	0	1
和歌山県	25年度	1	1	0	1
	26年度	1	1	0	1
	27年度	1	1	0	1

合 計	25年度	16	8	4	12
	26年度	17	8	4	12
	27年度	17	12	0	12

※歯科：単独型であり管理型でもある場合は管理型に計上

・医師臨床研修病院一覧（基幹型）は、資料編 99 頁～102 頁、歯科医師臨床研修施設一覧は、資料編 103 頁に掲載しています。

(3) 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療に関する業務

① 概要

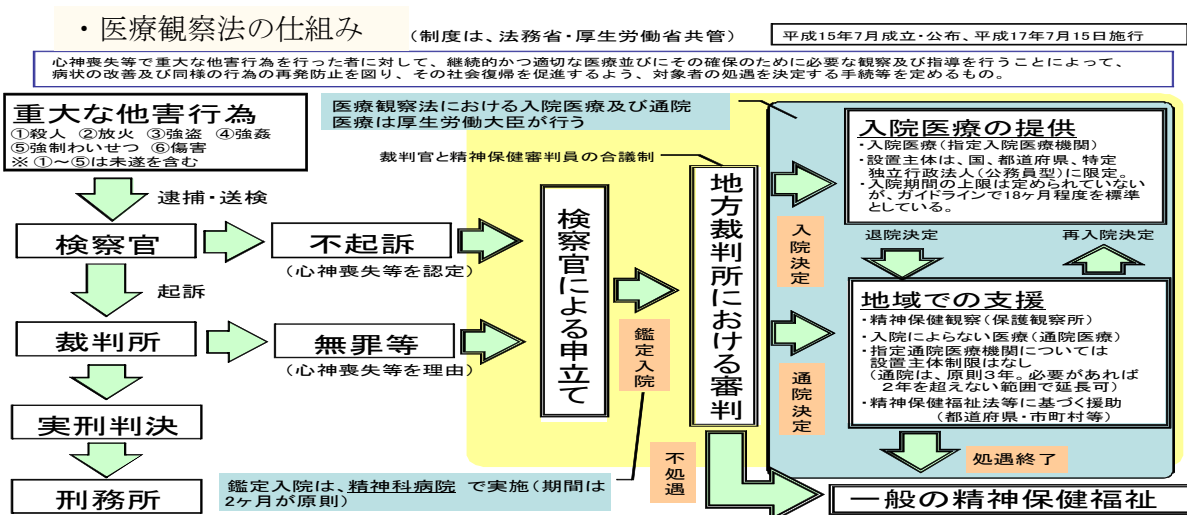
「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」では、心神喪失の状態で重大な他害行為（他人に害を及ぼす行為）を行った者に対し継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その症状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、その社会復帰を促進することが定められています。

近畿厚生局では、対象者の医療を行う指定医療機関の指定、地方裁判所の処遇決定に伴う指定医療機関の選定、入院処遇決定となった対象者の指定入院医療機関への移送を行っています。また、この法律では、対象者の処遇を決定するために、裁判官と精神科医（精神保健審判員）、必要に応じて精神保健福祉の専門家（精神保健参与員）で審判が行われますが、その構成員を地方裁判所が選任するための精神保健判定医及び精神保健参与員候補者の名簿の作成などを行っています。

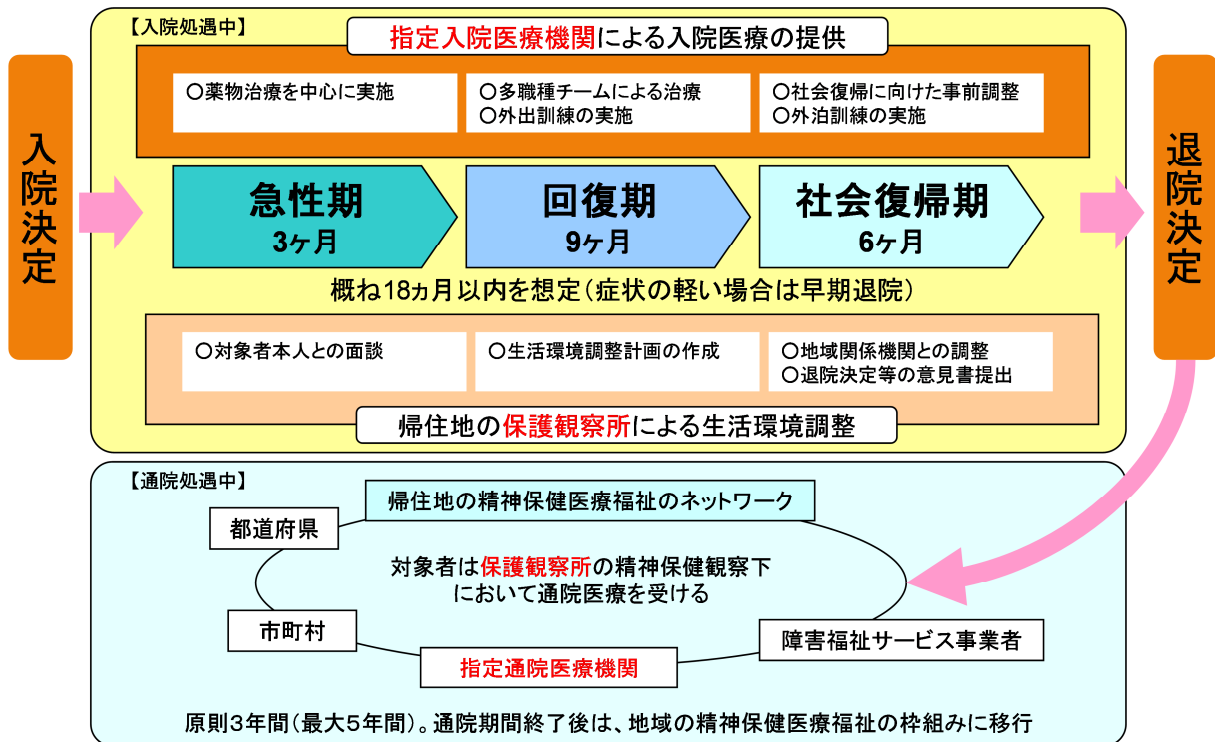
② 実績

管内にある指定入院医療施設の開棟、増床等により診療報酬請求の審査・支払業務が増加傾向にあります。

	25年度	26年度	27年度
指定医療機関の指定	16	35	30
指定入院医療機関の選定（移送）	44	34	43
精神保健判定医の登録	174	177	178
精神保健参与員の登録	136	126	121
診療報酬請求の審査・支払	2,585	3,301	3,635



・医療観察法に基づく入院から社会復帰の流れ



(4) 医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関する業務

① 概要

国民が安心して医療を受けることができるためには、医療の質と安全性の向上が求められています。

近畿厚生局では、医療安全管理体制の強化の推進のため、医療事故の原因究明からなる再発防止を図ることを主眼とし、管内病院の管理者、医療安全担当者等を対象に、医療安全に関する知識の習得を目的として「医療安全に関するシンポジウム」を開催しています。

② 実績

ア 医療安全に関するシンポジウム（平成27年度）

- ・開催日：平成27年11月26日
- ・テーマ：「医療安全におけるチーム医療」

	25年度	26年度	27年度
参加者数	766名	756名	658名

(5) 再生医療等の推進と安全性の確保に関する業務

① 概要

再生医療は、疾患を根治する治療法の開発を目指すことができる、又はこれまで有効な治療法がなかった疾患が治療できるようになるなど、国民の期待が高い一方、新しい医療技術であることから、安全面及び倫理面から十分な配慮が必要です。「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」（平成25年法律第85号）

が平成 26 年 11 月 25 日に施行され、医師又は歯科医師が再生医療等を提供するために再生医療等技術ごとに再生医療等提供計画を提出することが必要となりました。また再生医療等に用いる特定細胞加工物の製造の許可等の制度が定められました。

近畿厚生局では、当該法律に係る手続き及び手続きに係る相談業務を行っています。また、説明会を開催し、制度の周知を図っています。

※ 平成 27 年 5 月 24 日に特定細胞加工物製造関連の手続きの猶予期間は終了しました。手続きを行っていない事業者は特定細胞加工物の製造が出来ません。特定細胞加工物を製造するには必要な手続きを済ませてください。

※ 平成 27 年 11 月 24 日に再生医療等提供計画の手続きの猶予期間は終了しました。手続きを行っていない医療機関は再生医療等を提供することが出来ません。提供を開始する前に必要な手続きを済ませてください。

② 実績

ア 登録件数

	再生医療等 提供計画	再生医療等 委員会	細胞培養 加工施設	合計
26年度	0	4	25	29
27年度	504	14	387	905

イ 相談件数

	再生医療等 提供計画	再生医療等 委員会	細胞培養 加工施設	その他	合計
26年度	60	74	217	96	353
27年度	583	280	588	29	1480

ウ 制度説明会

- ・開催日：平成 27 年 8 月 27 日（参加者：101 名）

エ 委員会意見交換会

- ・開催日：平成 28 年 3 月 4 日（参加者：43 名）

（6）医師又は歯科医師の行政処分に対する再教育に関する業務

① 概要

医療従事者の資質を向上し、国民の医療に対する安心を確保するため、医師又は歯科医師の医療従事者について、行政処分を受けた者に対する再教育を実施しています。

近畿厚生局では、行政処分を受け、医業停止の処分を受けた者のうち 1～3 年の処分者に対する再教育研修（個別研修）に係る業務として、研修における事前調整から終了までの進捗状況の把握、助言指導者の指名、個別研修計画書の受理、研修修了報告書の受理、研修者に関するその他のことなどを行っています。

② 実績

ア 〈個別研修対象者〉

(単位：名)

		25年度	26年度	27年度
業務停止1年～2年未満	(医師)	0	0	0
業務停止1年～2年未満	(歯科医師)	0	0	0
業務停止2年以上	(医師)	3	3	3
業務停止2年以上	(歯科医師)	0	1	0

イ 〈個別研修状況〉

(単位：件)

		25年度	26年度	27年度
再教育個別研修計画書受理通知交付	(医師)	1	1	2
再教育個別研修計画書受理通知交付	(歯科医師)	1	1	0
再教育個別研修修了証書交付	(医師)	1	2	1
再教育個別研修修了証書交付	(歯科医師)	0	0	1

(7) 看護師の特定行為研修に関する業務

① 概要

2025年に向けて、さらなる在宅医療等の推進を図っていくためには、個別に熟練した看護師のみでは足りず、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により、一定の診療の補助（例えば脱水時の点滴（脱水の程度の判断と輸液による補正）など）を行う看護師を養成し、確保していく必要があります。

このため、その行為を特定し、手順書によりそれを実施する場合の研修制度を創設し、その内容を標準化することにより、今後の在宅医療等を支えていく看護師を計画的に養成していくことが、本制度創設の目的です。

本制度は、地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）により、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の一部が改正され、平成27年10月1日から施行されました。

近畿厚生局では、効果的な研修が実施されるよう、新規指定、変更の申請・届出を行った指定機関の研修計画内容や設備、人員等について関係法令の定める基準に照らして審査しています。また、看護師の特定行為研修制度に関する周知活動などを実施しています。

【特定行為とは】

特定行為は、診療の補助であって、看護師が手順書により行う場合には、実践的な理解力、思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な知識及び技能が特に必要とされる38行為と定められています。（保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号、特定行為研修省令第2条及び別表第1関係）

② 実績

ア 新規指定等の審査の状況 (単位：件)

	27年度
新規指定申請	4

イ 実地調査の実施状況 (単位：件)

	27年度
新規指定研修施設	4

ウ 看護師特定行為研修制度説明会

・参加者数 (単位：名)

	8月5日	2月23日	2月29日	計
平成27年度	126	33	106	265

③ 特定行為研修府県別指定状況 (平成28年3月31日現在)

・指定施設数 (厚生労働省が指定する施設)

(単位：件)

	平成27年度
福井県	0
滋賀県	1
京都府	1
大阪府	1
兵庫県	0
奈良県	1
和歌山県	0

9 食 品 衛 生 課

(1) 総合衛生管理製造過程の承認等

① 概要

「総合衛生管理製造過程」とは、施設設備・機械器具の保守点検及び衛生管理、従業員の衛生教育、食品の衛生的な取扱いなど従来からの一般衛生管理を土台として、HACCP（Hazard Analysis and Critical Control Point：危害分析重要管理点）システムを取り入れた総合的に衛生管理された食品の製造方法です。

この承認を受ければ、必ずしも食品衛生法に基づく製造基準によることなく、独自の方法による食品の製造または加工が可能です。

近畿厚生局においては、総合衛生管理製造過程の申請（新規、更新（3年）、変更）内容の審査、立入調査、定期監視を通じて事業者への指導を行い、HACCPによる衛生管理の推進の向上に努めています。

総合衛生管理製造過程の対象食品は、次のとおりです。

- (a) 乳 (牛乳、脱脂乳、加工乳など)
- (b) 乳製品 (アイスクリーム、発酵乳、乳酸菌飲料など)
- (c) 清涼飲料水 (ミネラルウォーター類、冷凍果実飲料など)
- (d) 食肉製品 (ハム、ソーセージなど)
- (e) 魚肉練り製品 (魚肉すり身、魚肉ハム・ソーセージ、蒲鉾など)
- (f) 容器包装詰加圧加熱殺菌食品 (缶詰・瓶詰、レトルト食品など)

- ② 近畿厚生局が所管する施設数[対象延品目数] (H28. 3. 31 現在) 54 施設[75 品目]
- | | | |
|------|-----------------|--------------|
| (内訳) | 「乳」 | 14 施設[20 品目] |
| | 「乳製品」 | 17 施設[22 品目] |
| | 「清涼飲料水」 | 15 施設[20 品目] |
| | 「食肉製品」 | 5 施設[10 品目] |
| | 「魚肉練り製品」 | 3 施設[3 品目] |
| | 「容器包装詰加圧加熱殺菌食品」 | 0 施設[0 品目] |

③ 実績

	25 年度	26 年度	27 年度
総合衛生管理製造過程承認施設への立入調査	50 件	26 件	23 件

(平成 27 年度 新規総合衛生管理製造過程承認施設)

施 設 名	所 在 地	対 象 食 品
株式会社明治 関西アイスクリーム工場	大阪府 貝塚市	乳製品 (アイスクリーム)
キンビバレッジ株式会社 滋賀工場	滋賀県 犬上郡 多賀町	清涼飲料水 (その他の清涼飲料水(殺菌後密栓・密封))
日本水産株式会社 姫路総合工場	兵庫県 姫路市	魚肉練り製品 (その他の魚肉練り製品)

(2) 食品衛生法に基づく登録検査機関の登録等

① 概要

食品衛生法に基づく「登録検査機関」とは、食品衛生法第25条の規定による製品検査や同法第26条の規定により国又は都道府県等が行う食品などの検査命令において、その検査が行える検査設備及び検査能力を有した検査機関として、あらかじめ厚生労働大臣の登録を受けた検査機関です。

近畿厚生局では、管内の登録検査機関の登録及び監督を担当し、登録を受けた検査機関が厚生労働省令で定める技術上の基準（G L P : Good Laboratory Practice）に基づき、その検査を適正に実施していることを確認するための立入検査などを行っています。

- ② 近畿厚生局が所管する施設数 (H28. 3. 31 現在) 管内に本部がある検査機関 14 機関
検査施設 24 施設

③ 実績

	25 年度	26 年度	27 年度
登録検査機関の検査施設への立入検査、現地調査	26 件	29 件	25 件

(3) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく指定検査機関の指定等

① 概要

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（以下、「食鳥検査法」という。）に基づく「指定検査機関」とは、食鳥検査が行える検査設備及び検査能力を有した検査機関として、厚生労働大臣が指定した検査機関です。

食鳥（鶏、あひる、七面鳥）の検査は都道府県知事等が行うものですが、食鳥検査法第21条第1項の規定により、都道府県知事等が指定検査機関に検査業務を委任することができることになっています。

近畿厚生局では、管内の指定検査機関の指定及び監督を行っています。

- ② 近畿厚生局が所管する施設数 (H28. 3. 31 現在) 4施設

③ 実績

	25 年度	26 年度	27 年度
立入検査	2 件	0 件	2 件
業務規程の変更認可	3 件	1 件	1 件
役員の選任・解任の認可	3 件	0 件	3 件
事業計画及び収支予算の認可 (変更を含む)	5 件	4 件	4 件

(4) 対EU及び対米輸出水産食品認定施設の査察等

① 概要

EU（欧州連合）及び米国では、指令や規則などで独自の衛生管理の導入を水産食品の製造・加工などを行う施設に対して義務づけており、外国からの輸入水産食品に対しても同様の規制を行っています。そのため、我が国では、EU及び米国との協議に基づき、EUや米国への輸出水産食品を取り扱う施設がその条件を満たしていることを保証するため、施設の認定を行っています。

この認定に係る手続きは、申請者が都道府県知事等に申請を行うことになっており、都道府県知事等は認定要件を満たしていると認めた場合に、地方厚生局との協議のうえ、認定施設として認定することとなります。

近畿厚生局では、この認定の可否の協議に基づく書類審査及び現地調査を行い、その結果を都道府県知事等に通知するほか、定期的に職員を認定施設へ派遣し、査察を実施しています。

② 実績

ア 対EU輸出水産食品に係る認定施設

- ・近畿厚生局が所管する施設数（H28.3.31現在） 4施設
- ・実績

	25年度	26年度	27年度
認定施設への査察	8件	8件	8件

イ 対米輸出水産食品に係る認定施設

- ・近畿厚生局が所管する施設数（H28.3.31現在） 2施設
- ・実績

	25年度	26年度	27年度
認定施設への査察	2件	2件	2件

(5) 対韓国輸出水産食品取扱施設の登録及び衛生証明書の交付等

① 概要

韓国に冷凍食用鮮魚類頭部及び冷凍食用鮮魚介類内臓を輸出するには、処理施設等の事前登録及び衛生証明書の添付が求められています。

登録施設になるためには、登録要件を満たす書類を添付して地方厚生局に申請し、厚生労働省を通じて韓国政府に登録される必要があります。また、衛生証明書の交付を受けるには、冷凍食用鮮魚類頭部等の輸出者は、地方厚生局に対し輸出日から起算して7開庁日までに申請する必要があります。

近畿厚生局では、処理施設等の登録申請書の事務手続き、輸出要件を満たしていると認めた衛生証明書の交付及び登録施設の監視を、平成25年2月から実施しています。

② 対韓国輸出水産食品に係る認定施設

- ・近畿厚生局が所管する施設数（H28.3.31現在） 2施設

・実績

	25年度	26年度	27年度
取扱施設登録確認申請書の受理	1件	0件	0件
取扱施設登録事項の変更確認申請書の受理	4件	0件	0件
衛生証明書の交付	2件	2件	11件
登録施設の監視	0件	0件	0件

(6) 対中国輸出水産食品衛生証明書の交付

① 概要

我が国から中国に輸出される水産食品に対して、中国政府は最終加工施設等の事前登録及び衛生証明書の添付を求めていることから、証明書発行機関において施設登録申請の審査及び衛生証明書の交付を行っていましたが、平成26年1月1日から最終加工施設等の登録手続きについては厚生労働省が行い、衛生証明書の交付については都道府県等衛生部局又は地方厚生局が行っています。

登録施設になるためには、登録要件を満たす書類を添付して申請し、厚生労働省から中国政府に登録される必要があり、また、衛生証明書の交付を受けるためには、水産食品の輸出者は、輸出日から起算して5開庁日前（生鮮品にあつては3開庁日前）までに申請する必要があります。

近畿厚生局では、登録施設を所管する都道府県等衛生部局が衛生証明書発行機関として登録されていない地域に限り、当該証明書の交付を実施しています。

② 実績

	25年度	26年度	27年度
衛生証明書の交付	23件	102件	153件

(7) 対シンガポール輸出食肉処理場等に係る認定施設

① 概要

国産牛肉のシンガポールへの輸出は、同国政府が定める施設の構造・設備、衛生管理及び検査法等の衛生要件に適合すること並びにこれらの適正な実施が同国政府の査察により確認され、認定施設として認定を受けることが要件となっています。

近畿厚生局では、同国輸出食肉取扱い施設として認定されている施設に対して査察を行っています。

② 実績

- ・近畿厚生局が所管する施設数 (H28.3.31現在) 1施設

・実績

	25年度	26年度	27年度
認定施設への査察	12件	12件	12件

(8) 自由販売証明書の交付

① 概要

我が国において製造され、国内で流通している食品を諸外国に輸出する際、輸出相手先国の通関関係機関等から、輸出される食品が我が国国内において問題なく流通していることを証明するいわゆる「自由販売証明書(Certificate of free sale)」の提出を求められる場合が出てきたため、食品の輸出が円滑に行われるように、近畿厚生局では、平成25年6月20日から当該証明書の交付を行っています。

当該証明書の交付を受けるためには、食品の輸出者は、輸出日から起算して10開庁日前までに申請する必要があります。

なお、当該証明書は、個々の輸出食品の安全性を証明するものではなく、また、当該証明書の交付は、他の機関等が行う同趣旨の証明書の交付を妨げるものではありません。

② 実績

	25年度	26年度	27年度
自由販売証明書の発行	52件	77件	125件

(9) 健康増進法に基づく虚偽誇大広告等の規制の勧告等

① 概要

いわゆる健康食品の広告や表示等における健康保持増進効果の記載について、著しく事実に相違する表示、又は著しく人を誤認させるような表示が行われ、国民の健康の保持増進に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、表示を行った者に対して必要な措置をとるべき旨の勧告を行うなどの措置を講じるものです。

近畿厚生局では、消費者庁や都道府県等と連携を図りながら営業者へ指導等を行っていましたが、違反事例への勧告、命令に係る業務については、平成28年度から都道府県に事務・権限を移譲します。

② 実績

	25年度	26年度	27年度
都道府県等及び事業者からの相談	6件	13件	14件

(10) 食中毒に係る調整事務

① 概要

近年の食品の広域流通化を踏まえ、複数の都道府県をまたがるような大規模食中毒事件の発生時には、迅速な対応を図ることを目的として、厚生労働省本省の指示に基づいて、地方厚生局が都道府県等と共同で立ち入り調査等を行い、また、日常の食中毒予防対策等の実施及び食中毒事件の情報収集に関しても、都道府県等と厚生労働省本省との間の連絡調整を行うこととされています。

② 実績

	25年度	26年度	27年度
都道府県等からの食中毒速報等の収集	63件	81件	91件

10 保 険 課

(1) 健康保険組合の規約変更の認可等

① 概要

健康保険組合は、健康保険法に基づき、国の健康保険事業を代行することを目的として、厚生労働大臣の認可を受けて設立された公法人です。企業が単独で設立する場合は700人以上、同業種の複数の企業が共同で設立する場合は3,000人以上の被保険者数が必要となっており、健康保険組合には企業のサラリーマン等が加入しています。

近畿厚生局では、健康保険組合から提出される規約変更認可申請書、届出書等の受理及び審査による認可業務のほか、厚生労働大臣への提出書類の審査等の業務を行っています。

② 実績

- ・ 近畿厚生局が所管する健康保険組合数（各年度末時点）

	単 一	連 合	総 合	総 数
25年度	215 組合	7 組合	58 組合	280 組合
26年度	210 組合	7 組合	58 組合	275 組合
27年度	209 組合	7 組合	58 組合	274 組合

- ・ 各申請書等の処理件数

	規約変更認可申請書等の認可	規約変更届出書等の受理	厚生労働大臣への提出書類の審査等	公法人証明・印鑑証明等
25年度	427	1,174	4,553	734
26年度	467	1,861	3,619	820
27年度	451	1,501	3,587	832

(2) 健康保険組合の指導監査等

① 概要

健康保険組合では、法令・通知・組合規約・組合規程に基づいて、健康保険組合の事業を運営しています。

近畿厚生局では、その事業運営が適正に実施されていることについて検査するほか、財政状況が悪化している健康保険組合や医療費が高額となっている健康保険組合に対する指導等を目的として、管内の健康保険組合に対し実地指導監査を実施しています。

また、健康保険組合における適正な予算編成のため、1月に説明会を開催しています。

② 実績

財政状況が悪化している健康保険組合に対しては、健全財政の維持を図る観点から実地監査を実施し、医療費や被保険者数等の状況を踏まえた保険料率の設定など、事業全般にわたる指導を行いました。

また、一人当たり医療費の高い健康保険組合に対しては、医療費の適正化に重点を

置いて実地監査を実施するとともに、疾病予防及び特定健診等の事業の実施状況等を確認、健康保険組合の実情に応じた効果的な保健事業の実施に係る指導を行いました。

	25年度	26年度	27年度
実地指導監査	55組合	49組合	52組合

(3) 全国健康保険協会支部の立入検査

① 概要

全国健康保険協会（協会けんぽ）は、健康保険組合に加入していない企業など、主として中小企業等のサラリーマン等が加入する健康保険の事業を法令・通知・諸規程に基づき運営しています。

近畿厚生局では、各府県に設置されている全国健康保険協会の支部の事業運営が適正に実施されていることを検査するため、管内の全国健康保険協会支部に対する立入検査を行っています。

② 実績

会計事務及び業務等の事故防止を図る観点から立入検査を実施し、諸規程及び運用マニュアル等に基づき適正に行われていること及び個人情報の取り扱いが適正であることを確認しました。

	25年度	26年度	27年度
立入検査	2支部	3支部	2支部

(4) 全国健康保険協会支部が行う立入検査の認可

① 概要

全国健康保険協会（協会けんぽ）では、加入者に対する保険給付の決定に関し、必要に応じて事業主への立入検査等を法令に基づき実施します。

平成26年4月1日からは、全国健康保険協会が行う立入検査等に対する厚生労働大臣の認可の権限が、地方厚生局長に委任されましたので、近畿厚生局では、管内の全国健康保険協会支部が行う立入検査等について審査・認可業務を行います。

また、認可有効期間の満了時に、全国健康保険協会の支部から立入検査等実施結果の報告を受け、適正に実施されていることを確認しています。

② 実績

・認可

	26年度	27年度
立入検査等認可	66件	152件

・結果報告の受理・確認

	26年度	27年度
立入検査等結果報告	6件	121件

11 企業年金課

(1) 厚生年金基金の指導監督等

① 制度の概要等

ア 概要

厚生年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けて企業の事業主が母体企業とは別の法人格を持った公法人である厚生年金基金を設立し、国の老齢厚生年金の一部を代行するとともに、独自の上乗せ給付を併せて支給することにより、加入員の老後における生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした制度として、昭和 41 年 11 月に導入されました。

近畿厚生局では、厚生年金基金にかかる規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理及び認可、厚生労働大臣への提出書類の審査並びに公法人証明、印鑑証明などの業務を行っています。

イ 実績

・厚生年金基金数（各年度末時点）

	単 独	連 合	総 合	基 金 総 数
25年度	1 基金	2 基金	71 基金	74 基金
26年度	1 基金	2 基金	58 基金	61 基金
27年度	1 基金	1 基金	26 基金	28 基金

・各申請書等の受付件数（各年度末時点）

	厚生労働大臣へ 提出する書類	規 約 変 更 認 可 申 請 書 等	規 約 変 更 届 出 書 等	公 法 人 証 明、 印 鑑 証 明
25年度	2,195 件	161 件	707 件	64 件
26年度	2,045 件	137 件	899 件	79 件
27年度	1,411 件	84 件	792 件	104 件

② 代行返上（将来返上・過去返上）・解散

ア 概要

平成 14 年 4 月の法律改正により、厚生年金基金が国に代わって厚生年金の給付や運用を代行していた部分を、厚生労働省の認可に基づいて国に返上することができるようになりました。

なお、厚生年金基金から確定給付企業年金への移行又は解散に向けて、将来期間分の支給義務を停止することを将来返上といい、過去期間分を含む代行部分のすべてを国に返上し、確定給付企業年金へ移行することを過去返上といいます。

また、平成 26 年 4 月から「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 63 号）」が施行され、i) 上乗せ給付の受給権保全を支援するため、厚生年金基金から他の企業年金への移行支援措置や、ii) 平成 23 年 8 月 10 日から 5 年間の時限措置とされていた基金が解散する際に国に返還することとなる代行部分の金額（責任準備金相当額）

の減額や分割納付について、施行日(平成26年4月)から5年間の時限措置とする
とともに、分割納付については事業所間の連帯債務を外したり、最長分割納付期
間を15年から30年にするなど解散しやすい措置が講じられました。

イ 実績

- ・代行返上、解散件数

	将来返上認可	過去返上認可	解散認可	特例解散認可
25年度	2 基金	1 基金	3 基金	4 基金
26年度	21 基金	0 基金	9 基金	4 基金
27年度	20 基金	1 基金	26 基金	6 基金

③ 指導監督

ア 概要

指導監督にあたっては、厚生年金基金の事業運営の適否がそのまま加入員及び
受給者等の権利に影響し、ひいては厚生年金保険制度全体にも影響を与えかねな
いことから、事業運営の内容が円滑かつ適正に行われていることを確認するとと
もに財政の早期健全化を図るという観点から実地監査を重点的に実施していま
す。また、解散した厚生年金基金に対しても、清算事務が適正に行われているか
を確認するため、財産目録等承認申請時において、実地監査を実施しています。

なお、平成27年度の実地監査は、基金運営の透明性を確保するため、

- ① 経理面において不正、不適切な事務処理はないか、
- ② 監事による適切な監査が行われているか、
- ③ 個人情報 の適切な管理を行っているか、
- ④ 年金積立金等の資産運用が適切に行われているか、

について重点的に監査を行いました。また、実地監査の結果について、指導等
を行った事項のうち、主なものを近畿厚生局ホームページへ掲載しました。

イ 実績

厚生年金基金に関する監査業務については、原則として所定の周期で行って
おり、計画どおり実施しました。

	実地監査	解散後実地監査
25年度	21 基金	2 基金
26年度	5 基金	6 基金
27年度	1 基金	13 基金

(2) 国民年金基金の指導監督等

① 制度の概要等

ア 概要

国民年金基金は、厚生労働大臣の認可を受け、都道府県ごと(地域型)や業種
別(職域型)に公法人である国民年金基金を設立し、自営業者等の方々に老齢基

礎年金に上乗せする給付を支給する制度として、平成3年4月に導入されました。

近畿厚生局では、国民年金基金にかかる規約変更認可申請書、規約変更届出書等の受理及び認可、厚生労働大臣への提出書類の審査並びに公法人証明、印鑑証明などの業務を行っています。

イ 実績

- ・ 国民年金基金数 (H28. 3. 31 現在) 7 基金 (地域型)
- ・ 各申請書等の受付件数

	厚生労働大臣へ提出する書類	規約変更認可申請書等	規約変更届出書等	公法人証明、印鑑証明
25年度	64 件	6 件	0 件	8 件
26年度	71 件	0 件	9 件	2 件
27年度	79 件	0 件	37 件	6 件

② 指導監督

ア 概要

指導監督にあたっては、国民年金基金の自立の推進を図る観点から、制度の周知を図るための広報活動の実施状況、加入員確保事業の推進状況等を中心に実施しています。

イ 実績

国民年金基金に関する監査業務については、原則として所定の周期で行っており、計画どおり実施しました。

	実地監査
25年度	2 基金
26年度	3 基金
27年度	2 基金

(3) 確定拠出年金に関する業務

制度の概要等

ア 概要

確定拠出年金は、事業主又は事業主と個人が拠出した資金を個人が自己責任において運用の指図を行い、高齢期において、その結果に基づいた給付を受けることが出来るようにするための制度として平成13年10月に導入されました。厚生年金保険の適用事業所の事業主が単独または共同して実施する「企業型」と、国民年金基金連合会が実施する「個人型」があります。

近畿厚生局では、「企業型」にかかる管内の事業主からの規約承認申請書、規約変更承認申請書及び規約変更届出書等の受理及び承認の業務を行っています。

イ 実績（各年度末時点）

	規約承認総件数	新規承認件数(注)
25年度	721 件	33 件
26年度	750 件	38 件
27年度	807 件	62 件

(注) 新規承認件数は、規約承認総件数の内数。

・各申請書等の受付件数

	規約承認申請書	規約変更承認申請書等	規約変更届出書等
25年度	37 件	175 件	847 件
26年度	40 件	224 件	953 件
27年度	66 件	196 件	966 件

(4) 確定給付企業年金の指導監督等

① 制度の概要等

ア 概要

確定給付企業年金は、厚生年金基金と異なり、国の厚生年金の代行を行わず、上乘せの年金給付のみを行う仕組みとして、平成14年4月に導入されました。この制度には、労使合意の年金規約に基づき、事業主が信託会社、生命保険会社等と契約を結び、外部積立てにより年金資産を管理、運用し年金給付を行う「規約型」と、母体企業とは別の法人格を持った企業年金基金を設立した上で、企業年金基金において年金資産を管理、運用し年金給付を行う「基金型」があります。

近畿厚生局では、事業主及び企業年金基金からの規約承認（認可）申請書、規約変更承認（認可）申請書及び規約変更届出書等の受理、承認及び認可、厚生労働大臣への提出書類の審査並びに公法人証明及び印鑑証明等の業務を行っています。

イ 実績（各年度末時点）

	規約承認（規約型）及び認可（基金型）総件数	当年度中の新規規約承認及び新規認可件数（注1）
25年度	2,860 件	16 件
26年度	2,777 件	17 件
27年度	2,724 件	29 件

(注1) 当年度中の新規承認及び新規認可件数は、規約承認及び認可総件数の内数。

・各申請書等の受付件数

	厚生労働大臣へ 提出する書類	規約変更認可 申請書等	規約変更 届出書等	公法人証明、 印鑑証明
25年度	360 件	264 件	4,000 件	47 件
26年度	293 件	268 件	3,942 件	53 件
27年度	276 件	228 件	3,883 件	73 件

② 指導監督

ア 概要

平成 22 年度から、確定給付企業年金を実施する事業主及び企業年金基金に対して、監査を始めました。監査は、初めに書面により監査資料の提出を求め、確定給付企業年金の事業運営が法令及び規約に基づき適切に実施されているか検査を行い、必要に応じて実地による監査を行っています。

なお、監査の結果について、指導等を行った事項のうち、主なものを近畿厚生局ホームページへ掲載しました。

イ 実績

確定給付企業基金に関する監査業務については、原則として所定の周期で行っており、計画どおり実施しました。

	書 面 監 査		実 地 監 査	
	(基 金)	(事 業 主)	(基 金)	(事 業 主)
25年度	10 基金	119 事業主	1 基金	5 事業主
26年度	8 基金	163 事業主	0 基金	0 事業主
27年度	8 基金	220 事業主	0 基金	0 事業主

12 管 理 課

(1) 医療課、調査課、特別指導第一課、特別指導第二課、指導監査課及び府県事務所の所掌事務に関する総合調整等

概要

管理課は、医療課、調査課、特別指導第一課、特別指導第二課、指導監査課及び府県事務所が所掌する保険医療機関等の療養担当者に対する指導・監査等の業務の実施に関する計画の調整、進捗管理及び分析等を行っています。

(2) 特定医療法人が厚生労働大臣の定める基準を満たす旨の証明事務

① 概要

医療法人が特定医療法人として法人税の軽減を受けようとする場合は、特定医療法人承認申請時及び各事業年度ごとに、租税特別措置法の規定に基づく厚生労働大臣の証明書を所轄税務署を経由して国税庁に提出することとされています。

近畿厚生局では、医療法人が一定の基準（租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号）を満たしていることについての証明書の交付事務を行っています。

② 実績

	25年度	26年度	27年度
証明書の交付件数	74件	72件	68件

(3) 公益法人等が行う医療保健業に係る非課税措置制度に関する証明事務

① 概要

無料または低額診療等を行う公益法人等のうち、一定の要件を満たしたものについては、その法人が行う医療保健業は収益事業の範囲から除かれ非課税となる制度が設けられています。（法人税法施行令第5条第1項第29号ワまたはタ）

近畿厚生局では、この非課税措置制度の適用を受けるための一定の要件（法人税法施行規則第5条第6号または第6条第4号及び第7号）を満たしていることについての証明書の交付事務を行っています。

② 実績

	25年度	26年度	27年度
証明書の交付件数	20件	23件	19件

(4) 国民健康保険の保険者等への指導監督

① 概要

国民健康保険の保険者等に対し、国民健康保険事業の適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化、医療費の適正化及び保健事業の推進に努めるよう、指導監督を行っています。

② 実績（平成 27 年度）

9 月から 12 月までの間、管内の 7 府県及び対象市町等に対して実施し、保険料未納者への早期対応等の保険料（税）収入確保対策、レセプト点検調査の充実強化等の医療費適正化対策等について助言を行いました。

府県及び対象市町等については次のとおりです。

府県及び対象市町等：7 府県、7 市町、2 国保連合会

- | | | |
|-------|-------|-----------------|
| ・福井県 | ・越前町 | |
| ・滋賀県 | ・米原市 | |
| ・京都府 | ・福知山市 | |
| ・大阪府 | ・池田市 | ・大阪府国民健康保険団体連合会 |
| ・兵庫県 | ・高砂市 | ・兵庫県国民健康保険団体連合会 |
| ・奈良県 | ・御所市 | |
| ・和歌山県 | ・串本町 | |

（26 年度 7 府県、7 市町、5 国保連合会）

（25 年度 7 府県、7 市町、2 国保連合会）

（5）後期高齢者医療制度の運営主体等への指導監督

① 概要

後期高齢者医療制度の運営主体等に対し、後期高齢者医療制度の適正かつ安定的運営の確保を図り、財政の健全化及び医療費の適正化に努めるよう、指導監督を行っています。

② 実績（平成 27 年度）

9 月から 12 月までの間、管内の 7 府県及び対象市町等に対して実施し、保険料未納者への早期対応等の保険料（税）収入確保対策、レセプト点検調査の充実強化等の医療費適正化対策等について助言を行いました。

府県及び対象市町等については次のとおりです。

府県及び対象市町等：7 府県、7 市町、7 広域連合、2 国保連合会

- | | | |
|-------|-------|------------------|
| ・福井県 | ・越前町 | ・福井県後期高齢者医療広域連合 |
| ・滋賀県 | ・米原市 | ・滋賀県後期高齢者医療広域連合 |
| ・京都府 | ・福知山市 | ・京都府後期高齢者医療広域連合 |
| ・大阪府 | ・池田市 | ・大阪府後期高齢者医療広域連合 |
| | | ・大阪府国民健康保険団体連合会 |
| ・兵庫県 | ・高砂市 | ・兵庫県後期高齢者医療広域連合 |
| | | ・兵庫県国民健康保険団体連合会 |
| ・奈良県 | ・御所市 | ・奈良県後期高齢者医療広域連合 |
| ・和歌山県 | ・串本町 | ・和歌山県後期高齢者医療広域連合 |

（26 年度：7 府県、7 市町、7 広域連合、5 国保連合会）

（25 年度：7 府県、7 市町、7 広域連合、2 国保連合会）

(6) 社会保険診療報酬支払基金支部への指導監督

① 概要

社会保険診療報酬支払基金支部に対し、社会保険診療報酬支払基金支部が行う業務について、適正かつ安定的運営の確保を図り、保険財政の健全化及び医療費の適正化に資するよう、指導監督を行っています。

② 実績（平成 27 年度）

社会保険診療報酬支払基金滋賀支部及び社会保険診療報酬支払基金兵庫支部の 2 支部に対し、実地監査を行いました。（25 年度：2 支部、26 年度：3 支部）

13 医 療 課

(1) 指導監査課及び近畿厚生局管轄区域内の府県事務所の行う業務に関する事務の指導及び監督

① 概要

医療課は、健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督及び保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者その他医療保険事業の療養担当者に対する指導・監査等の事務等の業務を取り扱う近畿厚生局指導監査課及び近畿厚生局管内の府県ごとに設置された事務所に対して、事務の指導及び監督を行っています。

(2) 特定機能病院に係る医療監視業務

① 概要

医療機関への立入検査（いわゆる医療監視）業務は医療法第 25 条の規定に基づき、医療機関が法令により規定された人員及び構造・設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かを検査し、不適正な場合は指導等を通じて改善を図り、良質で適正な医療が国民に提供されることを目的として、厚生労働省・都道府県・保健所を設置する市、又は特別区が行うこととされています。

近畿厚生局では、同法同条第 3 項の規定に基づき、特定機能病院への立入検査を実施しています。

(特定機能病院)

特定機能病院とは、平成 5 年の第二次医療法改正により制度化された医療機関の機能区分で、医療法第 4 条の規定により、

- ア 高度の医療を提供する。
- イ 高度の医療技術の開発・評価を行う。
- ウ 高度の医療に関する研修を行わせる。

等の能力を有する他、必要な施設を有し、構造・設備が厚生労働省令で定める要件に適合する、病床数 400 床以上の病院で、厚生労働大臣の承認を得た病院です。

② 実績

- ・近畿厚生局所管の特定機能病院（H28. 3. 31 現在） 15 病院

府県名	病院名称	所管保健所等名
福井県	福井大学医学部附属病院	福井保健所
滋賀県	滋賀医科大学医学部附属病院	大津市保健所
京都府	京都大学医学部附属病院	京都市左京保健センター
	京都府立医科大学附属病院	京都市上京保健センター
大阪府	大阪医科大学附属病院	高槻市保健所
	関西医科大学附属枚方病院	枚方市保健所
	大阪大学医学部附属病院	吹田保健所

	国立循環器病研究センター	吹田保健所
	大阪市立大学医学部附属病院	大阪市保健所
	大阪府立成人病センター	大阪市保健所
	近畿大学医学部附属病院	富田林保健所
兵庫県	神戸大学医学部附属病院	神戸市保健所
	兵庫医科大学病院	西宮市保健所
奈良県	奈良県立医科大学附属病院	中和保健所
和歌山県	和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市保健所

・ 特定機能病院立ち入り検査実績

	25 年度	26 年度	27 年度
立入検査の実施病院数	15 病院	15 病院	15 病院

③ 特定機能病院集中立ち入り検査実績

大学附属病院等において、医療安全管理に関する重大な事案が相次いで発生したことを踏まえ、大学附属病院等の特定機能病院における医療安全管理に係る運営の実態を把握するための集中検査を実施するよう厚生労働大臣からの指示を受けて実施。平成 27 年度に前記 15 病院に対して実施。

14 調 査 課

(1) 保険医療機関等に関する定例的な調査等の調整・報告

概要

保険医療機関及び保険医療養担当規則等で定める定例報告の調整、保険医療機関等数の報告業務等を行っています。

(2) 指導部門が保有する情報の公開に係る調整

概要

指導監査課及び事務所が保有する、保険医療機関等の指定に関する情報、施設基準の届出に関する情報及び保険医等の登録に関する情報等の公開にあたっての調整業務を行っています。

(3) 保険医療機関等管理システムの運営

概要

調査課では保険医療機関等管理システムの運用及び情報管理業務を行っています。

また、保険医療機関等管理システムから、管内の保険医療機関等の指定状況や施設基準に関する届出状況等に係るデータを抽出し、ホームページに掲載しています。

(1) 社会福祉法人の定款変更の許認可等

※当該業務は平成28年度から都道府県に事務・権限を移譲しました。

① 概要

社会福祉法人は「社会福祉法」の規定に基づき、社会福祉事業を行うことを目的として設立される法人であり、その設立・解散や定款変更等の許認可、各種届出の受理などの事務については厚生労働省又は地方公共団体（都道府県・市）が行うこととされています。

事業の区域が、一の都道府県・市の管轄区域に限られている場合は、それぞれの都道府県・市が所管しています。一方、二以上の都道府県で事業を行う場合は、厚生労働省の所管となりますが、その行う事業が※特定の要件（ア～エ）に該当する場合には厚生労働省本省が所管となり、本省所管以外の場合については、法人の主たる事務所の所在地を管轄区域とする地方厚生局が所管となります。

なお、厚生労働省及び地方厚生局が所轄庁となる社会福祉法人にかかるその設立・解散や定款変更等の許認可、各種届出手続きについては、法人の主たる事務所の所在地を管轄区域とする都道府県を経由して行われます。

※特定の要件

- ア 全国を単位として行われる事業
- イ 地域を限定しないで行われる事業
- ウ 法令の規定に基づき指定を受けて行われる事業
- エ 上記に類する事業

② 実績

	25年度	26年度	27年度
所管社会福祉法人数 (年度末)	82 法人	87 法人	91 法人
定款変更の認可	44 件	52 件	62 件
定款変更の届出	12 件	16 件	18 件

(2) 社会福祉法人の指導監査

※当該業務は平成28年度から都道府県に事務・権限を移譲しました。

① 概要

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法人の適正な運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を目的として、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき所轄庁が実施するもので、法令等に照らし運営等に不備がある場合には文書で改善指導を行っています。

社会福祉法人の指導監査には、所定の周期で実施する「一般監査」と、運営等に重大な問題を有する法人を主な対象として随時実施する「特別監査」があります。

② 実績

	25 年度	26 年度	27 年度
一般監査	28 法人	22 法人	22 法人
特別監査	0 法人	1 法人	0 法人

(3) 府県市が行う社会福祉法人指導監査に対する助言

① 概要

府県市が行う社会福祉法人指導監査に対する助言は、地方自治法第 245 条の 4 の規定に基づき、府県市（政令指定都市、中核市）が行う管内の社会福祉法人に対する指導監査の実施状況について確認するため実施するものです。

② 実績

	25 年度	26 年度	27 年度
実施状況	1 市 (対象 20 府県市)	1 市 (対象 21 府県市)	7 府県 (対象 21 府県市)

16 特別指導第一課・特別指導第二課

保険医療機関、保険薬局等及び保険医、保険薬剤師等に対する指導及び監査

① 概要

保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師、指定訪問看護事業者、その他医療保険事業の療養担当者に対する監督に関する事務のうち、地方厚生局長が特別の監督を行う必要があると認めた特定事項に関する監督を行っています。

② 実績

ア 指導

(ア) 保険医療機関、保険医

近畿管内の保険医療機関及び保険医に対して、個別指導を実施しました。

イ 監査

(ア) 保険医療機関、保険医

近畿管内の保険医療機関及び保険医に対して、監査を実施しました。

また、監査の結果に基づき、保険医療機関の指定取消、及び保険医の登録取消の処分等を行いました。

(イ) 柔道整復師

大阪府内の柔道整復師に対して、監査を実施しました。

※ 実施件数については、各府県事務所等の実績に含まれています。

17 指導監査課 ・ 府県事務所

以下の業務について、保険医療機関等が所在する府県を管轄する事務所（大阪府にあっては、指導監査課）が行っています。

（１） 保険医療機関及び保険薬局の指定等、保険医及び保険薬剤師の登録に関する申請、届出等の受付及び審査

① 概要

ア 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師

医療機関又は薬局が、健康保険等の公的医療保険による診療等を行うためには、保険医療機関又は保険薬局として厚生労働大臣の指定を受けなければなりません。

また、保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた保険医又は保険薬剤師でなければならないとされています。

近畿厚生局では、保険医療機関及び保険薬局の指定や保険医及び保険薬剤師の登録に関する業務を行っています。

イ 指定訪問看護事業者

指定訪問看護ステーションが指定訪問看護事業を行った場合には、医療保険から訪問看護療養費が支給されます。

この指定訪問看護事業は、従業者の知識、技能及び人員等の基準を満たしたものととして厚生労働大臣の指定を受けた事業者が行うとされています。

近畿厚生局では、健康保険法による指定訪問看護事業者の指定等に関する業務を行っています。なお、都道府県知事に介護保険法の指定申請を行い、指定を受けた場合は、健康保険法の指定も同時に受けたものとみなされます。

ウ 柔道整復師

被保険者等が柔道整復師に施術を受けた場合、その費用は、被保険者等が一旦柔道整復師に支払い、後日、保険者から療養費として償還を受ける現金給付の方式となっています。

しかし、地方厚生局長及び知事が受領委任を登録又は承諾した柔道整復師から施術を受けた場合、被保険者等は一部負担金に相当する額のみを柔道整復師に支払い、被保険者等から受領委任を受けた柔道整復師は保険者に療養費を請求することができます。

近畿厚生局では、柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任に関する業務を行っています。

② 実績

76 頁に掲載しています。

（２） 基本診療料の施設基準、特掲診療料の施設基準及び入院時食事療養等に係る届出の受理及び調査等

① 概要

保険医療機関及び保険薬局は、従事者数、施設・設備等において厚生労働大臣が定めた基準を満たすことにより、所定の診療（調剤）報酬を算定できます。

この基準を定めたものを施設基準といい、近畿厚生局では、保険医療機関等から提出された施設基準に係る届出の審査、受理及び受理後の調査等の業務を行っています。

② 実績

	25年度	26年度	27年度
診療報酬の請求に関する各種届出件数 (施設基準)	31,154件	73,770件	42,962件

※平成26年度は診療報酬等改定に伴う届出を含む。

(3) 保険医療機関、保険薬局等及び保険医、保険薬剤師等に対する指導及び監査

① 概要

ア 指導

(ア) 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師

「保険医療機関及び保険医療養担当規則」等に定められている保険診療（保険調剤）の取扱い及び診療（調剤）報酬の請求等に関する事項について周知徹底し、保険診療（保険調剤）の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、保険医療機関、保険薬局、保険医及び保険薬剤師に対して指導を実施しています。

具体的には、集団指導、集団的個別指導及び個別指導の方法により行われています。

(イ) 指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等

「指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準」等に定められている指定訪問看護の取扱い及び訪問看護療養費の請求に関する事項について周知徹底し、指定訪問看護の質的向上及び適正化を図ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等に対して指導を実施しています。

具体的には、集団指導及び個別指導の方法により行われています。

(ウ) 柔道整復師

受領委任の取扱規程等に定められている保険施術の取扱い及び療養費の請求に関する事項について周知徹底し、保険施術の質的向上及び適正化を図ることを目的として、厚生労働省の通知に基づき、受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師に対して指導を実施しています。

具体的には、集団指導及び個別指導の方法により行われています。

イ 監査

(ア) 保険医療機関、保険薬局、保険医、保険薬剤師

保険医療機関等や保険医等の療養担当者が行う療養の給付について、診療（調剤）内容及び診療（調剤）報酬請求に関する不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適正な措置を取ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、保険医療機関等の指定の取消処分、保険医等の登録の取消処分、戒告、注意の行政上の措置を行っています。

(イ) 指定訪問看護事業者、訪問看護ステーションの看護師等

指定訪問看護事業者が行う指定訪問看護について、訪問看護療養費の請求に関する不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適正な措置を取ることを目的として、健康保険法等の規定に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、指定訪問看護事業者の指定の取消処分、戒告、注意の行政上の措置を行っています。

(ウ) 柔道整復師

受領委任に係る登録等を受けた柔道整復師が行う保険施術について、療養費の請求に関する不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握し、公正かつ適正な措置を取ることを目的として、受領委任払いに関する通知に基づき、監査を実施しています。

なお、監査の結果に基づき、療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められた場合は、受領委任の取扱いを中止します。

② 実績

76-2 頁～76-6 頁に掲載しています。

平成 27 年度における実績は、以下のとおりです。

1. 保険医療機関等数及び保険医等数

	保険医療機関等			保険医等			指定訪問 看護事業所	柔道整復 施術所
	医科	歯科	薬局	医師	歯科医師	薬剤師		
福井県	543	309	274	2225	488	1127	79	247
滋賀県	936	582	553	3866	986	2844	92	395
京都府	2396	1353	969	11366	2393	6580	228	1250
大阪府	8342	5681	3961	33441	10946	24926	1025	6603
兵庫県	4851	3081	2521	18229	4966	15455	565	2100
奈良県	1147	718	505	4255	1185	3328	126	577
和歌山県	1048	577	458	3569	962	2461	126	590
28.4.1現在	19,263	12,301	9,241	76,951	21,926	56,721	2,241	11,762
27.4.1現在	19,246	12,300	9,090	75,544	21,719	55,250	1,997	11,236
26.4.1現在	19,272	12,300	8,975	74,366	21,538	53,928	1,897	11,236

2. 保険医療機関等指定状況

	新規指定				指定更新			
	医科	歯科	薬局	計	医科	歯科	薬局	計
福井県	12	8	16	36	88	42	37	167
滋賀県	41	14	28	83	115	96	69	280
京都府	102	43	85	230	365	179	180	724
大阪府	409	229	319	957	1,024	695	465	2,184
兵庫県	193	121	184	498	591	399	320	1,310
奈良県	51	21	25	97	140	84	55	279
和歌山県	35	15	29	79	166	64	49	279
27年度	843	451	686	1,980	2,489	1,559	1,175	5,223
26年度	818	454	723	1,995	1,194	670	867	2,731
25年度	862	453	756	2,071	1,382	711	751	2,844

3. 個別指導

		保険医療機関等			訪問看護
		医科	歯科	薬局	
福 井 県	保険医療機関等	11 件	12 件	10 件	0 件
	保 険 医 等	42 人	14 人	15 人	
滋 賀 県	保険医療機関等	28 件	22 件	21 件	0 件
	保 険 医 等	64 人	23 人	33 人	
京 都 府	保険医療機関等	14 件	16 件	35 件	0 件
	保 険 医 等	21 人	33 人	52 人	
大 阪 府	保険医療機関等	45 件	47 件	21 件	1 件
	保 険 医 等	45 人	47 人	23 人	
兵 庫 県	保険医療機関等	51 件	23 件	24 件	0 件
	保 険 医 等	183 人	23 人	24 人	
奈 良 県	保険医療機関等	28 件	23 件	18 件	0 件
	保 険 医 等	38 人	31 人	19 人	
和歌山県	保険医療機関等	23 件	22 件	17 件	0 件
	保 険 医 等	28 人	24 人	21 人	
27年度	保険医療機関等	200 件	165 件	146 件	1 件
	保 険 医 等	421 人	195 人	187 人	
26年度	保険医療機関等	205 件	146 件	139 件	0 件
	保 険 医 等	406 人	178 人	224 人	
25年度	保険医療機関等	199 件	156 件	130 件	2 件
	保 険 医 等	453 人	186 人	178 人	

4. 新規個別指導

	保険医療機関等		
	医科	歯科	薬局
福 井 県	6 件	7 件	14 件
滋 賀 県	25 件	9 件	38 件
京 都 府	55 件	37 件	46 件
大 阪 府	193 件	168 件	210 件
兵 庫 県	125 件	61 件	111 件
奈 良 県	25 件	15 件	23 件
和歌山県	18 件	7 件	26 件
27年度	447 件	304 件	468 件
26年度	462 件	335 件	581 件
25年度	409 件	298 件	429 件

5. 集團的個別指導

	保險医療機関等					
	医科		歯科		薬局	
福井県	18	件	19	件	21	件
滋賀県	37	件	28	件	39	件
京都府	155	件	105	件	69	件
大阪府	570	件	434	件	286	件
兵庫県	221	件	236	件	188	件
奈良県	55	件	26	件	36	件
和歌山県	46	件	39	件	33	件
27年度	1,102	件	887	件	672	件
26年度	1,097	件	910	件	638	件
25年度	1,070	件	911	件	614	件

6. 適時調査（施設基準調査）

	適時調査（施設基準調査）			
	医科		訪問看護	
福井県	38	件	3	件
滋賀県	35	件	2	件
京都府	66	件	2	件
大阪府	101	件	8	件
兵庫県	63	件	1	件
奈良県	38	件	7	件
和歌山県	38	件	3	件
27年度	379	件	26	件
26年度	358	件	25	件
25年度	364	件	21	件

7. 監査

		保険医療機関等			訪問看護
		医科	歯科	薬局	
福井県	保険医療機関等	0 件	0 件	0 件	0 件
	保険医等	0 人	0 人	0 人	
滋賀県	保険医療機関等	0 件	1 件	0 件	0 件
	保険医等	0 人	3 人	0 人	
京都府	保険医療機関等	0 件	0 件	0 件	0 件
	保険医等	0 人	0 人	0 人	
大阪府	保険医療機関等	4 件	4 件	0 件	0 件
	保険医等	4 人	6 人	0 人	
兵庫県	保険医療機関等	1 件	4 件	0 件	0 件
	保険医等	1 人	19 人	0 人	
奈良県	保険医療機関等	1 件	2 件	0 件	0 件
	保険医等	1 人	10 人	0 人	
和歌山県	保険医療機関等	1 件	0 件	0 件	0 件
	保険医等	2 人	0 人	0 人	
27年度	保険医療機関等	7 件	11 件	0 件	0 件
	保険医等	8 人	38 人	0 人	
26年度	保険医療機関等	10 件	9 件	1 件	0 件
	保険医等	20 人	56 人	1 人	
25年度	保険医療機関等	10 件	10 件	2 件	0 件
	保険医等	20 人	11 人	3 人	

8. 返還金

	指導によるもの	監査によるもの	適時調査によるもの	計
福井県	3,599 万円	0 万円	1,671 万円	5,270 万円
滋賀県	8,355 万円	314 万円	22,646 万円	31,315 万円
京都府	7,245 万円	100 万円	6,064 万円	13,409 万円
大阪府	10,092 万円	913 万円	32,959 万円	43,964 万円
兵庫県	17,834 万円	3,104 万円	43,589 万円	64,527 万円
奈良県	2,334 万円	0 万円	4 万円	2,338 万円
和歌山県	7,305 万円	0 万円	12 万円	7,317 万円
27年度	56,764 万円	4,431 万円	106,945 万円	168,140 万円
26年度	111,056 万円	2,376 万円	115,417 万円	228,849 万円
25年度	41,984 万円	53,870 万円	269,975 万円	365,830 万円

※ 各年度内に確定した返還金額を計上したものであり、個別指導、新規個別指導、監査または適時調査の実施年度と一致するものではありません。

9. 保険医療機関等の指定取消等及び保険医等の登録取消等の状況

	区分		保険医療機関等		
			医科	歯科	薬局
福 井 県	保険医療機関等	指定取消	0 件	0 件	0 件
		取消相当	0 件	0 件	0 件
	保険医等	登録取消	0 人	0 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人	0 人
滋 賀 県	保険医療機関等	指定取消	0 件	0 件	0 件
		取消相当	0 件	0 件	0 件
	保険医等	登録取消	0 人	0 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人	0 人
京 都 府	保険医療機関等	指定取消	0 件	0 件	0 件
		取消相当	0 件	0 件	0 件
	保険医等	登録取消	0 人	0 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人	0 人
大 阪 府	保険医療機関等	指定取消	3 件	1 件	0 件
		取消相当	2 件	2 件	0 件
	保険医等	登録取消	4 人	1 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人	0 人
兵 庫 県	保険医療機関等	指定取消	0 件	1 件	0 件
		取消相当	0 件	0 件	0 件
	保険医等	登録取消	0 人	0 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人	0 人
奈 良 県	保険医療機関等	指定取消	0 件	0 件	0 件
		取消相当	1 件	2 件	0 件
	保険医等	登録取消	0 人	0 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人	0 人
和歌山県	保険医療機関等	指定取消	0 件	0 件	0 件
		取消相当	1 件	0 件	0 件
	保険医等	登録取消	0 人	0 人	0 人
		取消相当	1 人	0 人	0 人
27年度	保険医療機関等	指定取消	3 件	2 件	0 件
		取消相当	4 件	4 件	0 件
	保険医等	登録取消	4 人	1 人	0 人
		取消相当	1 人	0 人	0 人
26年度	保険医療機関等	指定取消	1 件	3 件	0 件
		取消相当	1 件	2 件	1 件
	保険医等	登録取消	0 人	5 人	4 人
		取消相当	0 人	0 人	0 人
25年度	保険医療機関等	指定取消	3 件	2 件	0 件
		取消相当	21 件	1 件	0 件
	保険医等	登録取消	6 人	3 人	0 人
		取消相当	0 人	0 人	0 人

10. 柔道整復師の指導・監査実施状況

		個別指導	監査	監査後の措置	
				中止	中止相当
福井県	施術所	0件	0件	中止	0件
				中止相当	0件
滋賀県	施術所	1件	0件	中止	0件
				中止相当	1件
京都府	施術所	0件	0件	中止	0件
				中止相当	0件
大阪府	施術所	9件	4件	中止	3件
				中止相当	4件
兵庫県	施術所	8件	0件	中止	1件
				中止相当	0件
奈良県	施術所	2件	0件	中止	0件
				中止相当	0件
和歌山県	施術所	2件	0件	中止	0件
				中止相当	0件
27年度	施術所	22件	4件	中止	4件
				中止相当	5件
26年度	施術所	50件	19件	中止	5件
				中止相当	6件
25年度	施術所	62件	19件	中止	4件
				中止相当	10件

18 麻 薬 取 締 部

(1) 取 締

① 概要

ア 薬物犯罪の取締

麻薬取締官は、麻薬及び向精神薬取締法第 54 条の規定に基づき、厚生労働大臣の指揮監督を受け、司法警察員として、次の法律で規制される薬物犯罪の取締りを行っています。

[薬物関連六法]

- | | |
|------------------------|----------------------------|
| ・麻薬及び向精神薬取締法 | ヘロイン、コカイン、MDMA、LSD等 |
| ・大麻取締法 | 大麻草、乾燥大麻、大麻樹脂、液体大麻等 |
| ・あへん法 | あへん、けし、けしがら |
| ・覚せい剤取締法 | 覚醒剤 |
| ・麻薬特例法 | 薬物犯罪収益の隠匿・收受の処罰、薬物犯罪収益の没収等 |
| ・医薬品医療機器等法
(旧「薬事法」) | 指定薬物、危険ドラッグ |

[刑 法]

- ・第 2 編第 14 章あへん煙に関する罪

イ 各取締機関との連携

例年 5～6 月に、厚生労働省と近畿厚生局麻薬取締部が主催して薬物取締関係機関の参加を得て「近畿地区麻薬取締協議会」を開催し、新たに規制された薬物の周知や特異事例、犯罪手口の変化に対応する取締上の問題点などの情報を交換し連携を図っています。

また、事件によっては、関係取締機関（警察、海上保安本部、税関）と合同で捜査を行っています。

② 捜査実績

平成 27 年に、近畿厚生局麻薬取締部が検挙した人員は合計 192 名で、覚醒剤約 130g、コカイン約 110 g、乾燥大麻約 1.3kg、指定薬物約 2.3kg 及び 6.5 リットル等を押収しています。

	25 年	26 年	27 年
検挙人員	92 名	141 名	192 名

(2) 危険ドラッグ対策

① 概要

危険ドラッグは、麻薬や覚醒剤にまさるとも劣らない有害性をもつにもかかわらず、法の網をくぐり抜けて売られている薬物のことです。

厚生労働省では、対象物質を次々と医薬品医療機器等法（旧「薬事法」）の指定薬物に指定（H28. 4. 18 現在 2343 物質）し法規制しています。

麻薬取締部では、販売店に対する立入検査や悪質な販売店、デリバリー型・ネ

ット型販売者に対する捜査、さらには、危険ドラッグ乱用者に対して徹底した取締りを実施しています。

今後こうした行政・司法での取り組みを継続して実施していきます。

②実績

危険ドラッグ販売店に対する立入検査を実施するとともに危険ドラッグ販売店経営者や危険ドラッグ乱用者を検挙しました。

各々件数については、「(5)立入検査」及び「(1)②捜査実績」参照

(3) 鑑 定

① 概要

薬物犯罪の捜査に関連して、犯罪を立証するため、麻薬取締部では大阪と神戸の2か所で、最新機器を使った規制薬物の鑑定を行っています。

薬物犯罪の裁判においては、この鑑定が科学的捜査の中核となる重要な業務です。

主な鑑定として、

ア 押収薬物の特定

イ 被疑者から採取した生体試料（尿、汗、毛髪、血液等）からの規制薬物の検出

ウ 関連押収物に規制薬物が付着しているか否かの鑑定

エ 信頼性の高い鑑定手法の開発や新たな規制薬物の鑑定方法の研究等があります。

② 実績

	25年	26年	27年
鑑定総件数	1,520件	2,081件	2,196件

(4) 許認可等

※当該業務のうち麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬小売業者間譲渡許可は平成28年度から都道府県に事務・権限を移譲しました。

① 概要

麻薬、覚醒剤、向精神薬等は、医療上非常に有用性のあるものが少なくありませんが、乱用されると、乱用者個人の健康の問題にとどまらず、各種犯罪の誘因となるなど公共の福祉に計り知れない危害をもたらすことになります。

乱用による保健衛生上の危害を防止するため、これら薬物の使用及び流通を医療及び学術研究に限定し、また取り扱うことができる者を免許制等により特定し、その取扱いについて規制することにより、不正ルートへの横流しを防止しています。

薬物五法に基づき、厚生労働大臣、近畿厚生局長による免許・指定・届出・許可等の審査、進達及び各種免許等の交付事務を行っています。

② 実績

	25年	26年	27年
許認可総件数	1,179件	1,239件	1,276件

(5) 立入検査

① 概要

各法規に基づき免許・指定・届出・許可等を受けている輸出入・製造・製剤・小分け・元卸・卸業者、医療機関、薬局等小売業者、研究者や危険ドラッグ販売店等に対し、管内府県の担当者等と協力し立入検査、行政指導を実施しています。

② 実績

	25年度	26年度	27年度
立入検査実施総件数	248件（うち指定薬物84件）	323件（うち指定薬物239件）	115件（うち指定薬物2件）

(6) 中毒者対策（治療相談・再乱用防止）

麻薬中毒者に対して、麻薬中毒者相談員、府県麻薬取締員と協力し、再び乱用しないよう相談・指導を行っています。（注：中毒とは依存ともいい、薬物の使用を自己抑制できない状態を指します。）

また、薬物相談業務に携わる関係機関との連絡協議会を通じて、相談業務の充実、連携を図っています。

更に薬物乱用相談電話を設置し、麻薬等乱用者の家族などからの相談に応じています。

相談電話番号 06-6949-3779（大阪）
078-391-0487（神戸）

(7) 薬物乱用防止のための予防啓発活動

不正薬物の供給を削減するための密売人の取締りとともに、需要を削減するために、乱用者を検挙することや、新たな乱用者を作らないことが重要です。そこで、薬物の乱用経験がない青少年に対する啓発指導を実施しています。

○ 主な予防啓発活動

ア 不正大麻・けし撲滅運動

あへん法で規制されている「けし」であるパパヴェル・ソムニフェルム・エル及びパパヴェル・セティゲルム・ディーシーや麻薬及び向精神薬取締法で麻薬原料植物に指定されているハカマオニゲシ等の開花時期や大麻の成長期に合わせ、ポスター、リーフレット等を配布し、府県・保健所等と協力して不正大麻・けし撲滅運動（5月1日～6月30日）を実施し、大麻・けしの発見除去に努めています。

イ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（6月20日～7月19日）

ウ 麻薬・覚醒剤等乱用防止運動及び乱用防止地区（府県）大会

厚生労働省と都道府県が共催して、国民の薬物乱用防止に対する意識を深めるため、毎年、様々な地域団体を加えた麻薬・覚醒剤等乱用防止運動や乱用防止地区（府県）大会を開催しています。（毎年10～11月）

エ 学校教育における啓発活動

学校等における薬物乱用防止教室に参加し、薬物乱用防止に関する講演を行うなど、青少年に対する薬物乱用防止の予防啓発活動を展開しています。

